

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野１．差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止					
分野目標	社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等との取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」に基づき、障害者差別の解消に向けた取組を推進します。 また、障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共にくらししていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。 さらに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ＩＣＴ等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。 加えて、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。				
番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(１) 障害を理由とする差別の解消の推進					
障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進に努めます。					
1-(1)-1	障害を理由とする差別の解消に向けた取組				
	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針並びに市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を着実に進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法並びに障害者差別解消条例の円滑な運用に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行います。				
令和７年度 実施状況	○相談体制整備（障害者差別解消相談コーナーの運営）、地域協議会開催（年２回開催）、普及啓発活動、職員研修等を実施しました。 ・障害者相談コーナー相談件数：６１件 ・出前講演件数・聴講者数：３３件・１，９４９人 ・地域協議会開催回数：２回	現状の課題・ 今後の見通し	○障害者差別解消法や条例の意義を正しく浸透させるため、出前講演の増加や啓発方法の見直しなど、法や条例の意義が正確に浸透するよう努めます。	障害福祉 企画課	
1-(1)-2	障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進				
	障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や市条例に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得、利用、および意思疎通に係る利便性向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。				
令和７年度 実施状況	○点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、手話解説・字幕付き市政テレビの放映、閲覧支援ソフト（音声読み上げ・文字サイズ変更等）によるホームページ運用を行っています。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があります。	市長公室 企画・ マーケ ティング 課	
	○出前講演について、内部・外部併せて３３回（聴講者：１，９４９名）に実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、講演回数の増加や内容の見直しを行い、効果的な啓発活動となるよう努めます。	障害福祉 企画課	
1-(1)-3	相談・紛争解決等を実施する体制の運用				
	障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。				
令和７年度 実施状況	○年間通じて「障害者差別解消相談コーナー」の運営を行い、年間６１件の相談対応を行いました。 このうち、北九州市障害者差別解消委員会への議題となる事案はありませんでした。 ・障害者相談コーナー相談件数：６１回 ・北九州市障害者差別解消委員会開催回数：０回	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、多様化する相談内容に対し、障害者に寄り添った支援を心掛けます。	障害福祉 企画課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
1-(1)-4	人権施策の推進				
	「人権文化のまちづくり」をキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の3つを基本理念とする「北九州市人権行政指針」に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。				
	令和7年度 実施状況	○相談体制整備（障害者差別解消相談コーナーの運営）、地域協議会開催（年2回開催）、普及啓発活動、職員研修等を実施しました。 ・障害者相談コーナー相談件数：61件 ・出前講演件数・聴講者数：33件・1,949人 ・地域協議会開催回数：2回	現状の課題・ 今後の見通し	○障害者差別解消法や条例の意義を正しく浸透させるため、出前講演の増加や啓発方法の見直しなど、法や条例の意義が正確に浸透するよう努めます。	障害福祉 企画課
		○「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年齢層の市民を対象に市政だより、講演会、テレビCM、ラジオ、You Tube、スポーツチームのホームゲームなど様々な機会を通じて人権啓発を推進しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○市民、企業等の積極的参画を得ながら、引き続き「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、人権啓発を進めてまいります。	人権文化 推進課
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止					
障害のある人の権利擁護のため、更なる施策に取り組みます。					
1-(2)-1	虐待の予防と早期発見				
	障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。 また、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底するよう、集団指導や実地指導等を通じて事業者等に対する指導助言を行い、虐待の防止や早期発見に向けて取り組みます。				
	令和7年度 実施状況	○障害福祉サービス事業者の集団指導の機会を利用したり、研修会を実施する等の啓発活動を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も、集団指導時での研修や、弁護士会と協同で開催の権利擁護や虐待防止に関する研修会で啓発活動を行い、虐待の予防に取り組みます。	障害者 支援課
1-(2)-2	障害のある子どもの保護者への支援				
	児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、保護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。 また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行いました。 ○児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みました。	現状の課題・ 今後の見通し	○児童福祉の専門的機関として、児童を取り巻く多種多様な課題などに対し、関係機関と連携・協力を図り迅速かつ適切に取り組む必要があります。 ○子どもや保護者等、相談者に適切な支援を行うため職員の資質向上に努め、関係機関等との連携を図りながら、より効果的、効率的な事業運営に努めます。	子ども家 庭局 子ども総 合セン ター
		「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、相談体制の充実に努めます。	子ども家 庭局 子育て 支援課
		○「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、相談体制の充実に努めます。	障害者 支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
1-(2)-3	成年後見制度と成年後見人の支援				
	成年被後見人等のみならず、成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担軽減を目指します。 また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、複合的な問題に関して相談、協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○中核機関である北九州市成年後見センターにおいて、後見人からの相談対応や後見人と各関係機関等との協議の場の設定等により、後見人支援等を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、成年後見制度の中核機関である北九州市成年後見センターが、親族等後見人や専門職後見人への相談対応等により支援を進めていきます。	障害者 支援課
1-(2)-4	成年後見制度の利用環境の整備				
	成年後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。 また、この地域の連携の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関（北九州市成年後見支援センター）を中心に、成年後見制度の利用を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○中核機関である北九州市成年後見センターを中心に、各関係機関との協議の場等の設定や招集調整等を行い、成年後見制度の普及啓発や後見人支援等を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、成年後見制度中核機関運営事業により、成年後見制度の利用が必要な対象者のより一層の制度の利用促進を図るため、成年後見制度の普及啓発や後見人支援等を行います。	障害者 支援課
1-(2)-5	成年後見制度の利用促進				
	弁護士、司法書士、社会福祉士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「み」と、北九州市成年後見支援センター等の関係機関との連携を強化します。 また、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人など、成年後見制度の利用を必要とする人を対象に、市長が後見等開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、申立て費用や後見人等への報酬助成を実施します。				
	令和7年度 実施状況	○判断能力が不十分で身寄りのない精神障害のある人、知的障害のある人の福祉を図るため、成年後見制度利用支援事業により、市長申立て事務及び生活保護受給者等に対し費用の助成を行いました。 ・費用の助成 73件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、成年後見制度利用支援事業により、市長及び本人・親族申立て事務や生活保護受給者等に対し費用の助成を行います。	障害者 支援課
1-(2)-6	相談・支援の担い手による取組の推進				
	身体・知的障害者相談員を始め、身近な相談・支援の担い手による障害のある人の権利擁護のための取組を推進するとともに、各相談員等の資質向上を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人（障害のある子どもを含む）の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図りました。 ・身体・知的障害者相談員 27人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、身体・知的障害者相談員を通じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図ります。	障害者 支援課
1-(2)-7	障害福祉サービス利用者等からの苦情対応				
	障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。				
	令和7年度 実施状況	指定障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導や運営指導、事業所の指定（または指定更新）審査において、利用者等からの苦情解決に向けた適切な措置を講じるよう、事業者（事業所を運営する法人）に対する指導を実施しました。 併せて、事業所（または事業者）内において解決が困難な事例については、利用者等に福岡県運営適正化委員会や本市保健福祉オンブズパーソン事業を紹介するなど、専門機関等の情報提供などを適宜行うよう指導しました。	現状の課題・ 今後の見通し	集団指導等における事業者への指導を継続すると共に、利用者等から当課へ直接届く意見や苦情、相談への対応の中で、事業所運営が適切に行われていない場合は、当該事業所に対し、その都度指導を行います。	障害者 支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
1-(2)-8	高齢者・障害者あんしん法律相談の推進				
	障害のある人や高齢者の財産管理等、法律に関わる問題を扱う高齢者・あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士との協力による支援を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○弁護士会の協力により、障害のある人及びその家族等が抱える「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律にかかわる相談に応じました。 ・高齢者・障害者あんしん法律相談 208回	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、高齢者・障害者あんしん法律相談を通じ、民事・刑事上の法律にかかわる相談に応じていきます。	障害者 支援課
1-(2)-9	精神科病院における虐待防止に向けた取組の推進				
	精神科病院における虐待の防止、早期発見、再発防止のため、必要な情報収集や適正な指導監督の実施に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○精神科病院内における業務従事者の精神障害者に対する虐待防止対策として、虐待通報窓口の設置と虐待通報に対する調査および病院への指導監督を行っています。 ・令和7年度通報数 50回（同一事例、複数回通報は1回とカウント）	現状の課題・ 今後の見通し	○令和6年4月から法制度化された虐待通報です。今後も必要に応じて、病院への調査等によって精神科病院の患者が安心して入院治療を受けられるよう迅速な対応に努めていきます。	精神保健・地域 移行 推進課
(3) 行政等における配慮の充実					
障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、市の職員等における障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、行政サービス等における配慮を行います。					
1-(3)-1	市における合理的配慮の充実				
	市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。				
	令和7年度 実施状況	○市職員に対する研修として、「新規採用職員研修」や「採用3年次研修」、「高齢者・障害者相談コーナー職員研修」など、節目となるタイミングで研修を実施し、このほか公立小学校教員への研修も実施しました。 ・市職員への出前講演件数・聴講者数：4回・535人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、機を捉えて幅広く出前講演や研修を実施することにより、障害者差別に対する職員の更なる理解・啓発に努めます。	障害福祉 企画課
1-(3)-2	市職員等の研修の実施				
	職員研修において、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。 また、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。				
	令和7年度 実施状況	○市職員に対する研修として、「新規採用職員研修」や「採用3年次研修」、「高齢者・障害者相談コーナー職員研修」など、節目となるタイミングで研修を実施し、このほか公立小学校教員への研修も実施しました。 ・市職員への出前講演件数・聴講者数：4回・535人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、機を捉えて幅広く出前講演や研修を実施することにより、障害者差別に対する職員の更なる理解・啓発に努めます。	障害福祉 企画課
		○障害のある人への福祉サービスの向上のため、区窓口担当者に必要な知識・技術の向上を図ることを目的とする研修を行いました。 ・身体障害者手帳に関する研修 1回実施 ・療育手帳に関する研修 1回実施 ○視覚障害者の特性や援助方法等を学び、視覚障害者に対する正しい理解を深め、窓口等の市民サービスの向上や日常生活での支援に役立てることを目的とする研修を行いました。 ・市職員等を対象とした視覚障害者支援者研修 3回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、障害のある人への福祉サービスの向上のため、区窓口担当者に必要な知識・技術の向上を図るための助言や研修等を実施していきます。	地域リハ ビリティ ション推 進課
		○精神保健福祉に関わる支援者向けに研修を実施し、支援者の資質の向上を図りました。 ・精神保健福祉基礎研修：参加者30名 ・精神保健福祉実務者研修：参加者41名	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も研修内容等を見直しながら、継続して研修を実施することで、支援者の質の向上に努めます。	精神保健 福祉セン ター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○新規採用職員研修において、福祉関係の団体を講師とした福祉実習（福祉講義を含む）を実施しました。視覚や聴覚に障害のある方への配慮や、窓口での基本姿勢等について実践的な研修を行いました。また、新規採用職員研修及び採用3年次職員研修において、障害者差別解消についての研修を行いました。 ○管理監督者マネジメント研修において、「受け入れ側」のサポートとして、丁寧なマネジメントを行うことができるよう、障害の特性や日常的な配慮のポイントなどの知識を身に着けるための研修を行いました。	現状の課題・今後の見通し	○令和8年度以降も、福祉講義と福祉実習を実施する予定です。また、障害者差別解消についての研修も引き続き実施する予定です。 ○令和8年度以降も、管理監督者マネジメント研修内に同様の研修を実施する予定です。	総務市民局人事課
1-(3)-3	市における行政情報の提供における配慮				
	市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。				
	令和7年度実施状況	○インターネットを通じて、市の計画や取り組み等さまざまな情報の発信を行います。アクセシビリティに配慮したホームページ作成ガイドラインと支援ツールを整備しています。	現状の課題・今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があります。	市長公室企画・マーケティング課
1-(3)-4	行政手続きサービスの充実				
	デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）の向上を図り、障害のある人を含む全ての人がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。				
	令和7年度実施状況	区役所に行くことなく、ご自宅でできるオンライン手続きの拡充や窓口予約サービスの導入にあたり、オンライン上の申請画面のUI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）に配慮しました。	現状の課題・今後の見通し	行政手続きサービスの充実にむけて、障害の有無にかかわらず、全ての人がわかりやすく、使い勝手の良いデジタルサービスとなるよう検討を進めます。	政策局DX・AI戦略室
1-(3)-5	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供				
	選挙にあたっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。				
	令和7年度実施状況	選挙公報の点字版、音訳版及び拡大版を製作して配付するとともに、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情報提供を図りました。	現状の課題・今後の見通し	今後も継続して実施する必要があります。	行政委員会事務局選挙課
1-(3)-6	投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保				
	移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害のある人が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。 また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。 主権者教育の充実に向け、障害のある生徒に対する取組について、関係機関と連携して推進していきます。				
	令和7年度実施状況	○投票所入口等の段差にスロープを設置して、障害のある人や高齢者の利便性向上を図りました。 ・スロープ設置投票所 - 常設設置 143箇所 - 仮設置 77箇所 ○病院や施設、郵便等による不在者投票を促進しました。 ・不在者投票の実施	現状の課題・今後の見通し	仮設のスロープは、常設もののほど強度がありません。 また、出入口の位置や形態等により仮設スロープを設置できない施設があります。	行政委員会事務局選挙課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
1-(3)-7	講習等における配慮の提供				
	障害のある人に不利が生じないよう、市が実施する講習等において必要な配慮の提供を推進します。				
	令和7年度 実施状況	各種講習について、適宜必要な配慮の提供を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	今後も継続して実施する必要があります。	関係部局
(4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進					
障害及び障害のある人に対する理解を促進するための取組を推進します。					
1-(4)-1	障害のある人の参画による啓発活動の実施				
	障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。				
	令和7年度 実施状況	○「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を年間2回開催しました。会議では、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容等を議論しました。 ○障害者週間では、農福連携マルシェのイベント実施時にブースを構え啓発活動を行った。また、「手話の日」には、これまでの小倉城や小倉駅、黒崎駅周辺のほか、新たに門司港駅をブルーライトアップの対象に加えるなど、啓発活動を拡大した。 ・ブルーライトアップ実施日：令和7年9月23日(火) ○各セルフヘルプ・グループ間の交流や、「セルフヘルプフォーラム」開催に向けた話し合いを目的とした「セルフハート会議」を開催しました。 ・セルフハート会議：11回開催/延85人 ○精神障害のある人の回復、社会復帰、社会参加のためのセルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広報・啓発する「セルフヘルプフォーラム」を開催しました。 ・セルフヘルプフォーラム：1回開催/参加者120人	現状の課題・ 今後の見通し	○会の円滑な運営はもとより、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容について、有識者の意見を踏まえてより具体的かつ効果的な内容となるよう努めます。 ○障害者週間における啓発活動について、啓発効果を検証し、より効果的な内容となるよう、手法等の見直しを行います。	障害福祉 企画課
1-(4)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進				
	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を年間2回開催しました。会議では、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容等を議論しました。 ○ヘルプマークについて、周知・啓発を行い、年間1,849件(新規申請)の申し込みがありました。 ○発達障害者支援センター「つばさ」にて研修やセミナーを開催しました。 ○発達障害啓発週間に併せて啓発イベントを開催し市民の理解を促しました。 ・研修会・講演会：41回 ・啓発イベント：1回 ○精神保健福祉に関する理解を深めるため、市民向けに講座を実施しました。 ・やさしい精神保健福祉講座：参加者23名	現状の課題・ 今後の見通し	○会の円滑な運営はもとより、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容について、有識者の意見を踏まえてより具体的かつ効果的な内容となるよう努めます。 ○ヘルプマークについて、引き続き周知啓発に努めます。 ○市民を対象とした「発達障害について学ぶ市民講座(講演会)」を開催しました。 ○自閉症啓発デーにおいて、小倉城・門司港駅などのブルーライトアップ、映画上映会を行うなどの啓発活動を行いました。 今後もこれらの取組みを継続して市民の理解の促進を図ります。	障害福祉 企画課
1-(4)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進				
	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を年間2回開催しました。会議では、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容等を議論しました。 ○ヘルプマークについて、周知・啓発を行い、年間1,849件(新規申請)の申し込みがありました。 ○発達障害者支援センター「つばさ」にて研修やセミナーを開催しました。 ○発達障害啓発週間に併せて啓発イベントを開催し市民の理解を促しました。 ・研修会・講演会：41回 ・啓発イベント：1回 ○精神保健福祉に関する理解を深めるため、市民向けに講座を実施しました。 ・やさしい精神保健福祉講座：参加者23名	現状の課題・ 今後の見通し	○会の円滑な運営はもとより、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容について、有識者の意見を踏まえてより具体的かつ効果的な内容となるよう努めます。 ○ヘルプマークについて、引き続き周知啓発に努めます。 ○市民を対象とした「発達障害について学ぶ市民講座(講演会)」を開催しました。 ○自閉症啓発デーにおいて、小倉城・門司港駅などのブルーライトアップ、映画上映会を行うなどの啓発活動を行いました。 今後もこれらの取組みを継続して市民の理解の促進を図ります。	障害福祉 企画課
1-(4)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進				
	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を年間2回開催しました。会議では、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容等を議論しました。 ○ヘルプマークについて、周知・啓発を行い、年間1,849件(新規申請)の申し込みがありました。 ○発達障害者支援センター「つばさ」にて研修やセミナーを開催しました。 ○発達障害啓発週間に併せて啓発イベントを開催し市民の理解を促しました。 ・研修会・講演会：41回 ・啓発イベント：1回 ○精神保健福祉に関する理解を深めるため、市民向けに講座を実施しました。 ・やさしい精神保健福祉講座：参加者23名	現状の課題・ 今後の見通し	○会の円滑な運営はもとより、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容について、有識者の意見を踏まえてより具体的かつ効果的な内容となるよう努めます。 ○ヘルプマークについて、引き続き周知啓発に努めます。 ○市民を対象とした「発達障害について学ぶ市民講座(講演会)」を開催しました。 ○自閉症啓発デーにおいて、小倉城・門司港駅などのブルーライトアップ、映画上映会を行うなどの啓発活動を行いました。 今後もこれらの取組みを継続して市民の理解の促進を図ります。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○言語・聴覚障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、言語障害、聴覚障害（難聴・加齢性難聴）に関する研修会・出前講演等を行い、障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図りました。 ・研修会・出前講演等の実施 31件	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、言語・聴覚障害のある人のニーズや社会資源情報等を把握し、効果的な研修会・出前講演等を実施していきます。また、聴覚障害に関連し、難聴やヒアリングフレイル等の啓発にも引き続き取り組んでいきます。	地域リハビリテーション推進課
		○難病に関する情報の収集、啓発及び提供、並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図りました。	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、難病に関する正しい知識の普及を図ります。	疾病対策課
		○若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、本人や家族に対する必要な情報提供や相談支援を行いました。 ・認知症・若年性認知症介護家族交流会 12回	現状の課題・今後の見通し	○若年性認知症は相談内容が就労や医療等と幅広いため、今後も関係機関と連携して対応します。引き続き、若年性認知症の正しい理解のための普及啓発を図ります。	長寿社会対策推進室
1-(4)-3	障害のある人に配慮した設備・整備等の理解促進				
	点字、手話、視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等、障害のある人に配慮した設備・制度等の取組に対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。				
	令和7年度実施状況	○「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を年間2回開催しました。会議では、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容等を議論しました。 ○「ふくおか・まごころ駐車場」について周知・啓発活動を行い、その結果、年間5,078件（新規申請）の申し込みがありました。	現状の課題・今後の見通し	○会の円滑な運営はもとより、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容について、有識者の意見を踏まえてより具体的かつ効果的な内容となるよう努めます。 ○ふくおか・まごころ駐車場について、引き続き、福岡県と協力して、本件事業の周知啓発に努めます。	障害福祉企画課
1-(4)-4	学校における人権教育の充実				
	各学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の一層の充実を図ります。 また、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修体制を強化して人権教育の充実を図ります。				
	令和7年度実施状況	○市内全学校において、年間を通じた人権教育校内研修を実施しており、その中で障害者に関する個別の課題を行いました。 ○管理職人権研修において、障害に関する課題で研修会を実施しました。	現状の課題・今後の見通し	○市内全学校において、年間を通じた人権教育校内研修を実施し、その中で障害者に関する個別の課題を行います。 ○管理職人権研修において、障害に関する課題で研修会を実施します。	教育委員会生徒指導課
1-(4)-5	地域住民等との日常的交流の推進				
	地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や学校等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。				
	令和7年度実施状況	○障害のある人にまちのバリアフリー点検や各種イベントへのボランティア参加を49回企画し、延べ234人の方が参加しました。	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、機を捉えて、障害のある人の社会参加の一環としてボランティアへの積極的な参加を呼びかけます。	障害福祉企画課
		指定障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導や運営指導を通じて、事業者（事業所を運営する法人）に対して地域との交流を図るよう指導し、地域住民との交流を促進しました。	現状の課題・今後の見通し	障害のある人に対する地域住民の理解が十分に得られていない事例もあることから、運営指導等を通して、地域社会における障害のある人への理解を促進を継続して行います。	障害者支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○北九州中央高等学園の生徒による販売会を小倉北区役所にて実施することで、特別支援教育の趣旨や「合理的配慮」の重要性に対する理解の促進を図り、共生社会の実現につなげていきました。 ・販売会 2回	現状の課題・ 今後の見通し	○地域の人と特別支援学校の児童生徒との交流を通じた理解啓発や合理的配慮についての理解を推進していきます。	教育委員会 特別支援 教育課
1-(4)-6	幅広い広報と啓発活動の推進				
	障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障害福祉施策の意義について更なる理解の促進を図ります。その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する遡及も重要であることに留意します。				
	令和7年度 実施状況	○条例改正のポイントや内容の理解促進のため、オリジナルのパンフレットを作成し、出前講演等での配布を行いました。 ○出前講演について、内部・外部併せて33回（聴講者：1,949名）に実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○条例の周知啓発について、市民にとって理解しやすいものとなるよう、内容の見直しや効果的な活用に努めます。 ○出前講演について、講演回数の増加や内容の見直しを行い、効果的な啓発活動となるよう努めます。	障害福祉 企画課
1-(4)-7	障害者週間における啓発活動				
	障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演等の取組を推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○条例改正のポイントや内容の理解促進のため、オリジナルのパンフレットを作成し、出前講演等での配布を行いました。 ○障害者週間では、農福連携マルシェのイベント実施時にブースを構え啓発活動を行った。また、「手話の日」には、これまでの小倉城や小倉駅、黒崎駅周辺のほか、新たに門司港駅をブルーライトアップの対象に加えるなど、啓発活動を拡大した。 ・ブルーライトアップ実施日：令和7年9月23日（火） ○障害のある人にまちのバリアフリー点検や各種イベントへのボランティア参加を49回企画し、延べ234人の方に参加いただきました。	現状の課題・ 今後の見通し	○条例の周知啓発について、市民にとって理解しやすいものとなるよう、内容の見直しや効果的な活用に努めます。 ○障害者週間について、イベントの効果を検証するとともに、関係機関や団体と意見を交換しながら、より効果的な啓発となるよう努めて参ります。 ○障害のある人のボランティア活動について、引き続き、機を捉えて、障害のある人の社会参加の一環としてボランティアへの積極的な参加を呼びかけます。	障害福祉 企画課
1-(4)-8	「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進				
	障害とは個人の心身の機能のみに起因するものでなく、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。また、社会モデルの考え方を踏まえ、「障害のある人」についても障害者手帳の所持者に限らず幅広く捉える必要があることを周知します。 さらに、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めます。				
	令和7年度 実施状況	○「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を年間2回開催しました。会議では、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容等を議論しました。 ○ヘルプマークについて、周知・啓発を行い、年間1,849件（新規申請）の申し込みがありました。 ○子どもたちを対象とした障害特性についての学習やパラスポーツ体験学習を、市内小学校（10校・595人）にて開催しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○会の円滑な運営はもとより、啓発方法の在り方や事例の検討、事業者向け取り組みの内容について、有識者の意見を踏まえてより具体的かつ効果的な内容となるよう努めます。 ○ヘルプマークについて、引き続き周知啓発に努めます。 ○引き続き、パラスポーツ体験を通じ、心のバリアフリーの醸成に努めます。	障害福祉 企画課
(5) ボランティア活動等の推進					
障害のある人と障害のない人がともに日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を目指し、ボランティア活動等を推進します。					
1-(5)-1	障害のある人を支援する取組の促進				
	特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの各種支援を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○市民活動のさらなる促進のため、これまでの取り組みを引き続き実施していきます。	総務市民局 市民活動 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
1-(5)-2	ボランティアの育成の推進				
	障害のある人や子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化活動等の余暇活動等を支援します。 また、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともにボランティアの育成を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人にまちのバリアフリー点検や各種イベントへのボランティア参加を49回企画し、延べ234人の方が参加しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、機を捉えて、障害のある人の社会参加の一環としてボランティアへの積極的な参加を呼びかけます。	障害福祉 企画課
		○ボランティアの育成を目的として、北九州市社会福祉協議会の実施するボランティア研修事業に対して補助を行い、ボランティア活動の推進を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○ボランティアの育成を推進していくため、これまでの取組みを引き続き実施していきます。	地域福祉 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野2. 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）					
分野目標	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。 また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。				
	番号	基 本 的 な 施 策			所管課
（1） 障害のある人に配慮した情報提供の充実等					
市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。					
2-(1)-1	行政情報の提供における情報通信機器等の配慮				
	行政情報の提供における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。				
令和7年度 実施状況	○日本産業規格である「JIS X 8341-3」の規格に準拠したホームページ作成ガイドラインに基づき、アクセシビリティに配慮したホームページを作成しています。なお、アクセシビリティ検査を実施し、適合レベルAAを達成。	現状の課題・ 今後の見通し	○適宜、ウェブアクセシビリティ調査を行うなど、ガイドラインの達成を確認します。	市長公室 企画・ マーケティング 課	
2-(1)-2	パソコンサポーターの活用支援				
	障害のある人が障害特性に応じたICT機器の操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。 また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。				
令和7年度 実施状況	○障害のある人の社会参加・自立支援を目的としたパソコンサポーターの養成・派遣事業を実施しました。 ・養成講座受講者：7人（このうち、7人が新規登録） ・パソコンサポーター登録者数：63人 （新規登録者7人含む） ・派遣受付件数：186件 ・派遣実施件数：125件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、技術面の向上に加え、障害特性に応じたサポートを行うことができるよう、研修の充実を図ります。	障害福祉 企画課	
2-(1)-3	I C T機器の利用機会の拡大				
	デジタル技術が様々な場面で活用される中、障害のある人を含む全ての人が、情報の取得及び利用並びに意思疎通のために、ICT機器・サービスにアクセスでき、操作を習得できるよう、デジタル活用講座等を行います。				
令和7年度 実施状況	デジタル活用講座を市内23か所の市民センターで実施し、708名の方に参加いただきました。講座ではスマートフォンの基本操作を学ぶ機会を提供しました。	現状の課題・ 今後の見通し	デジタル機器の操作に不安を抱える人は、障害の有無にかかわらず高齢者層で多く、今後も継続的な支援が求められています。今後は講座の内容を充実させ、誰もがデジタルサービスにアクセスできる環境づくりを進めます。	政策局 DX・AI戦略室	
2-(1)-4	北九州市障害福祉情報センターの充実				
	障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図ります。				
令和7年度 実施状況	○北九州市障害福祉情報センターホームページへの整備や、情報誌「ひこうせん未来」の発行（年2回）、イベント情報誌「いべんとアラカルト」の発行（毎月1回）を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、ホームページの内容の充実や定期的なメンテナンス、誌面の充実を図るよう努めます。	障害福祉 企画課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
2-(1)-5	視聴覚障害者情報提供施設の充実				
	コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、公共図書館との連携を行いながら、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○計画に基づき、点字図書館や聴覚障害者情報センターの充実に加え、公共図書館でも障害のある人にとって使いやすい施設とするため、教育委員会中央図書館と連携し、技術的助言等を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○公共図書館との交流や意見交換を通じ、引き続き、障害のある人にとって利用しやすい施設となるよう努めます。	障害福祉 企画課
2-(1)-6	聴覚障害のある人のための支援推進				
	市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、補聴器の聴こえをよくするヒアリンググループ（磁気誘導ループ）の使用、また、障害者支援アプリなどのICTの活用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成及び派遣を実施しました。 ・手話通訳者養成：受講者133人（修了者105人） ・手話通訳者派遣：2,512件 ・要約筆記者養成：受講者6人（修了者5人） ・要約筆記者派遣：登録者25人 派遣件数：109件 ・盲ろう者通訳養成：受講者10人 ・盲ろう者通訳通訳派遣：登録者31人（新規登録7人）、派遣件数126件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、一人でも多くの支援者養成や当事者への派遣につながるよう努めます。	障害福祉 企画課
2-(1)-7	視覚障害のある人への情報の提供に関する対応				
	「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。				
	令和7年度 実施状況	○点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、手話解説・字幕付き市政テレビの放映、閲覧支援ソフト（音声読み上げ等）によるホームページ運用を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があります。	市長公室 企画・ マーケ ティング 課
		○点字版・音声版・テキスト版の北九州市議会だよりを発行するなど、市議会の審議内容、制度、運営事項その他市議会活動に関する情報を市民に提供しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があります。	市議会事 務局 政策調査 課
2-(1)-8	聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等				
	聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。				
	令和7年度 実施状況	令和6年12月定例会より開始した、聴覚障害のある傍聴者のため、本会議における発言内容等について、音声認識AIを活用した大型モニターへの字幕表示を引き続き実施しています。	現状の課題・ 今後の見通し	字幕表示の際、誤変換やスクロールに難があるため、システム開発業者とともに、改善を図ります。	市議会事 務局 総務課
(2) 意思疎通支援の充実					
意思疎通が困難な障害のある人の特性に応じ、意思疎通支援者の養成・派遣等の人的支援体制の充実を図るなど、障害特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実を図ります。					
2-(2)-1	意思疎通支援者の派遣・養成の推進				
	障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる、若年層も含めた意思疎通支援者の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成及び派遣を実施しました。 ・手話通訳者養成：受講者133人（修了者105人） ・手話通訳者派遣：2,512件 ・要約筆記者養成：受講者6人（修了者5人） ・要約筆記者派遣：登録者25人 派遣件数：109件 ・盲ろう者通訳養成：受講者10人 ・盲ろう者通訳通訳派遣：登録者31人（新規登録7人）、派遣件数126件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、一人でも多くの支援者養成や当事者への派遣につながるよう努めます。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
2-(2)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進				
	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補聴器、意思伝達装置等）の購入、借受け又は修理に要する費用について補装具費を支給しました。 ・補装具費の支給 870件 ○日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、情報・意思疎通支援用具などを給付しました。 ・日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）給付 228件	現状の課題・ 今後の見通し	○補装具 今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。 ○日常生活用具 日常生活用具のうち情報・意思疎通支援用具については今後もニーズがあると考えています。	障害者 支援課
2-(2)-3	意思疎通が困難な重度の障害のある人に対する支援の充実				
	意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等の周囲の人とコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を各関係機関と協力しながら行います。 また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者等に対する研修会を実施します。				
	令和7年度 実施状況	○意思の疎通が困難なALS（筋萎縮性側索硬化症）等の重度の障害がある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、リハビリテーション専門職による相談対応や技術的支援を行いました。 ・個別訪問支援 14件 ○コミュニケーション支援に関わる医療・障害福祉関係者のスキルアップ等を図るための研修会を実施しました。 ・重度障害者等コミュニケーション支援研修会 1回実施 24名	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、意思疎通が困難な重度の障害がある人のコミュニケーション手段を確保するため、リハビリテーション専門職による相談支援を行うとともに、理解促進を図るため、医療・福祉関係者等に対する支援者研修会を実施していきます。	地域リハ ビリテー ション推 進課
2-(2)-4	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進				
	意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○意思疎通を図ることが困難な重度障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を医療機関に派遣し、重度障害のある人と医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為を受けることができるように支援します。	現状の課題・ 今後の見通し	○H30年度の法改正により、障害福祉サービス（重度訪問介護）で入院時のコミュニケーション支援が可能となりました。法改正後、本事業での利用者はいませんが、今後も対象の方が入院した場合には必要な事業と思われるため、事案発生時には速やかに支援ができるよう努めます。	障害者 支援課
(3) 行政情報のアクセシビリティの向上					
障害のある人が必要とする行政情報を、いつでも容易に取得することができるよう、更なる行政情報のバリアフリー化を推進します。					
2-(3)-1	行政情報の提供の推進				
	障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりや分かりやすい印刷物づくりに努めます。				
	令和7年度 実施状況	○インターネットを通じて、市の計画や取り組み等さまざまな情報の発信を行います。また、アクセシビリティに配慮して読み上げ機能を提供。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も継続して実施する必要があるあります。	市長公室 企画・ マーケ ティング 課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
2-(3)-2	行政手続きサービスの充実				
	デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）の向上を図り、障害のある人を含む全ての人がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。				
	令和7年度 実施状況	区役所に行くことなく、ご自宅でできるオンライン手続きの拡充や窓口予約サービスの導入にあたり、オンライン上の申請画面のUI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）に配慮しました。	現状の課題・ 今後の見通し	行政手続きサービスの充実にむけて、障害の有無にかかわらず、全ての人がわかりやすく、使い勝手の良いデジタルサービスとなるよう検討を進めます。	政策局 DX・AI戦略室
2-(3)-3	障害のある人への災害・避難情報の提供推進				
	災害・避難情報を市ホームページを始め、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、防災アプリ、SNS等を活用し積極的に提供します。 また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報を入手することができない視覚や聴覚に障害のある人を対象に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。				
	令和7年度 実施状況	○災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心、まもるくん）、ウェブサイト、X（旧ツイッター）等を活用して積極的に提供しました。 ○視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供しました。 ・視覚または聴覚障害者への避難情報の提供登録者数 151名	現状の課題・ 今後の見通し	○災害・避難情報の提供方法や内容について広報を継続していく必要があります。また、より効果的な情報の提供について検討していきます。	危機管理 室危機管 理課
2-(3)-4	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供				
	選挙にあたっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	選挙公報の点字版及び音訳版を製作して配付するとともに、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情報提供を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	今後も継続して実施する必要があります。	行政委員 会事務局 選挙課
2-(3)-5	障害特性に応じた分かりやすい情報の提供				
	障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、ルビや写真・図、音声コードの活用、また、点字版やテキスト版、および、手話動画を作成するなど、障害のある人等に分かりやすい情報の提供に努め、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。				
	令和7年度 実施状況	○知的障害のある人等にも分かりやすい情報を提供するため、必要に応じて、資料の簡素化、個別資料の作成などに努めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、障害のある方に対して情報を分かりやすく提供できるように努めてまいります。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野3. 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）					
分野目標	障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある当事者等の意見を踏まえ、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。				
番号	基 本 的 な 施 策				所管課
（1） 住まい・住環境の整備					
誰もが安心して生活できるような住まい・住環境を目指して、障害のある人のニーズに対応できるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。					
3-(1)-1	市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居				
	市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。また、障害のある人に対する優先入居の取組を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○市営住宅の既存ストックの有効活用を図りながら、老朽化の著しい市営住宅の計画的な集約建替えにより適切な供給を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き既存市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、集約建替えにより適切な供給を行っていきます。	都市整備局 住宅整備課
		○市営住宅の定期募集において、障害者世帯に対し一般抽選枠とは別に募集枠を確保する優先的な取扱いを行い、障害者世帯の居住安定確保を図りました。 ・障害者世帯募集枠の実施（募集92戸に対し応募143件）	現状の課題・ 今後の見通し	○障害者（単身、世帯）の募集92戸に対し、143件の応募がありました。（倍率1.6倍） 障害者の居住の安定的な確保に向けて、ニーズに応じた住戸の提供ができるよう、よりいっそう努めていきます。	都市整備局 住宅管理課
3-(1)-2	一般住宅への入居支援				
	障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を引き続き行います。 また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。				
	令和7年度 実施状況	○賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、家探しや入居に必要な手続の支援を行うとともに、入居を継続するための関係機関との連絡調整などを行い、障害のある人の地域生活を支援しました。 ・居住サポート事業 951件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、居住サポート事業を通じ、障害のある人の地域生活を支援していきます。	障害者支援課
		○市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害のある人等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、「高齢者・障害者等住まい探しの協力店制度」、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度」及び「居住安定援助計画認定制度」の紹介や、「住まい支援ガイドブック」等の情報提供を行いました。また、不動産関係者及び福祉関係者を対象に居住支援に関するセミナーを開催しました。 ・北九州市居住支援協議会、幹事会 計3回開催	現状の課題・ 今後の見通し	○居住支援に関する現状を把握し問題を解決していくためには、保健福祉部局等と居住支援協議会の事務局である住宅計画課の緊密な連携が必要と考える。	都市整備局 住宅計画課
		○高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行いました。 ・粗大ごみ持ち出しサービス利用者 2,935人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、粗大ごみの持ち出しサービスを通じ、障害のある人の地域生活を支援します。	環境局 業務課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
3-(1)-3	障害のある人等に配慮した民間住宅等のバリアフリー化の推進				
	障害のある人が安全で快適に生活できるバリアフリー等の仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応したバリアフリー住宅等の供給を促進します。 また、健康で快適な暮らしが期待できる、住宅の高断熱高気密化についても、情報提供を実施し、普及を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成しました。 ・「すこやか住宅」の改造成 3 件	現状の課題・ 今後の見通し	○すこやか住宅改造成事業については、今後も引き続きニーズがあると考えています。	障害者 支援課
		○誰もが安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、継続して情報誌の発行を実施しました。 ○住宅部局と福祉部局が連携して、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図りました。 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録 新規 3 件 更新 4 件	現状の課題・ 今後の見通し	○「すこやか住宅」の普及を促進するため、制度の周知に努めます。 ○北九州市住生活基本計画（R5～R14）に基づき、高齢者・障害のある人などのニーズ対応した多様な住まいを確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図ります。	都市戦略 局 住まい支 援室 介護保険 課
3-(1)-4	日常生活用具の給付等				
	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。				
	令和7年度 実施状況	○日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付しました。 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 1 0 件	現状の課題・ 今後の見通し	○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、今後も引き続きニーズがあると考えています。	障害者 支援課
3-(1)-5	グループホームの整備促進				
	障害のある人の地域における生活の場のひとつとして、重度の障害のある人にも対応したグループホームの整備を促進し、受入体制の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○日中サービス支援型グループホームの開設時における備品購入費等助成事業の実施等により、施設入所者の地域生活への移行を促進しました。 ・グループホームへの助成 1 件	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人の地域における居住の場となるグループホームは年々増加しています。引き続き、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの整備を促進するための助成事業を行っていきます。	障害者 支援課
3-(1)-6	障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化				
	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。				
	令和7年度 実施状況	指定障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導や運営指導、事業所の指定（または指定更新）審査を通じて、事業者（事業所を運営する法人）に対して関係法令（建築基準法、消防法）の遵守を指導しました。 また、運営指導（令和7年度は65事業所）及び事業所の指定（または指定更新）審査においては、現地（事業所の建物内）確認を実施して防火安全体制を確認し、体制に不備がある事業所については改善を指導しました。	現状の課題・ 今後の見通し	引き続き、障害福祉サービス事業者等に対する防火安全体制の徹底については、消防局とも適宜連携を図ってまいります。	障害者 支援課
		○民間建築物の適切な維持管理のため、特定建築物等定期報告制度に関する説明会、違反建築防止週間及び建築物防災週間による啓発活動等に取り組んでいます。 ・定期報告制度説明会 開催なし （説明会に関する資料等は、市ホームページに掲載） ・違反建築防止週間 年1回 ・建築物防災週間 年2回	現状の課題・ 今後の見通し	○有床の福祉施設は平成28年の改正建築基準法の施行で定期報告の対象に追加され、その報告率は報告対象の建築物の全国平均と同等まで上昇しており、今後も当該制度の周知を進めて報告率の更なる向上を図ります。	都市戦略 局建築指 導課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○社会福祉施設等に対して消防同意や立入検査を通じ、防火安全対策を推進しました。 ・消防同意件数 病院、診療所等：１２件、社会福祉施設等：２２件 ・立入検査実施数 病院、診療所等：２３６件、社会福祉施設等：８２７件	現状の課題・ 今後の見通し	○社会福祉施設等について査察を実施し、違反の是正や水平避難等による実践的な訓練を関係者に理解させ、自主防火意識の醸成を促進することで防火体制の確立を図ります。	消防局 指導課
3-(1)-7	地域ぐるみの防災ネットワークの構築				
	災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。 また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組を行います。 加えて、地域住民による避難支援等の取組について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組を支援します。				
	令和７年度 実施状況	○地域へ防災の専門家派遣事業を実施しました。また、地域ネットワークの維持のために、地域コミュニティの重要性や自治会の必要性について幅広く理解を求めました。 ・防災に関するまちづくり専門家派遣件数 １１件 ・自治会・町内会への加入率 ５８.６％（令和６年度）	現状の課題・ 今後の見通し	○専門家派遣事業で地域における防災の取組を支援するとともに、継続災害時における自治会の「共助」の活動について積極的に情報発信し、自治会への加入促進につなげます。	総務市民 局 地域振興 課
		○災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指し、平成２６年度から小学校区単位で「地区防災計画」の策定を図るとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組んでいます。令和７年度は、継続３校区と新規１校区の計４校区で事業を行いました。 ・みんなde Bousaiまちづくり推進事業 ４校区（継続分含む） ○マンションや町内会単位など、小学校区単位と比較して小さな単位での地区防災計画策定の支援体制を整備するために、北九州SDGｓクラブに加入する企業・団体と協働し、令和３年４月１日に「SDGｓ防災サポート」事業を立ち上げました。令和６年度は、市内１箇所地区防災計画の策定に取り組みましたが、令和７年度は申込なし。 ・「SDGｓ防災サポート」事業 ０地区 ○各区１回ずつ、計７回の区防災訓練を実施	現状の課題・ 今後の見通し	○小学校区単位での「地区防災計画」の策定支援を継続し、より地域の特性に合致した「地区防災計画」の策定を促進することで、地域防災力の向上を図ります。 ○令和８年度も同様に区防災訓練を実施予定	危機管理 室 危機管理 課
(２) 移動しやすい環境の整備等					
安全に安心して生活し社会参加できるよう、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化を推進し、全ての人が円滑に移動できる生活環境の整備を推進します。					
3-(2)-1	公共交通機関旅客施設等における配慮				
	公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。				
	令和７年度 実施状況	○公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、また人的な対応の充実など、様々な機会を通じて交通事業者等に要望しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も引き続き交通事業者と協議を重ね、要望していきます。	都市戦略 局都市交 通 政策課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
3-(2)-2	公共交通機関のバリアフリー化の促進				
	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差の解消、ホームドア等の転落防止設備や案内設備等の導入について関係機関との協議を行い、バリアフリー化を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性、安全性の向上のため、路線バス事業者のノンステップバス等の導入促進を協議しました。 ・路線バス事業者のノンステップバス 208台 (40.5%) ※ R7.3末現在 ○駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、JR既存駅の段差解消を図るエレベーターやスロープ等の設置によるバリアフリー化の促進について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も引き続き交通事業者と協議を重ねていきます。	都市戦略 局都市交 通政策課
	令和7年度 実施状況	令和7年度現在、乗合バス80台のうち、ノンステップバス41台とワンステップバス27台を導入しています。	現状の課題・ 今後の見通し	今後の車両更新も引き続き、ノンステップバスを中心に導入を行なっていきます。	交通局 運輸サー ビス課
3-(2)-3	公共交通機関以外の移動手段の確保				
	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成や活動・外出を支援する事業を引き続き行い、福祉有償運送を実施する非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人に対して、地域福祉振興協会を通じて助成を行い、活動を支援します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある方の外出支援のため、リフト付きバスを運行しました。 ・運行回数：61回 ・利用者数：1,335人	現状の課題・ 今後の見通し	○当該車両は初度登録から20年以上経過しており、老朽化が進んでいるため、制度の見直しが必要となっており、当事者の意見等を踏まえながら、新制度への切り替えを進めます。	障害福祉 企画課
	令和7年度 実施状況	○市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、①身体障害者手帳が1級または2級の人(視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害)、②療育手帳がAの人、③精神障害者保健福祉手帳が1級の人(ただし、いずれも施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗り運賃相当額を四半期12回(年間48回)まで助成しました。 ・重度障害者タクシー乗車運賃助成 4,363人 ○重度の身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成しました。 ・身体障害者自動車改造費助成 13人 ○障害のある人の就労等を促進するため、障害のある人の運転免許取得に要する経費を助成しました。 ・障害者自動車運転免許取得助成 35人	現状の課題・ 今後の見通し	○重度障害者タクシー乗車運賃助成 引き続き在宅で生活している重度障害のある方の外出を支援します ○身体障害者自動車改造費助成・障害者自動車運転免許取得助成 今後も制度の周知に努め、自動車の改造費用・運転免許の取得不要を助成することで、障害のある方の社会参加を支援します。	障害者 支援課
	令和7年度 実施状況	○令和7年4月1日から、JR(鉄道)が精神障害者割引制度を導入することとなり、身体障害者、療育手帳所持者と同等要件となりました。事業の見直しを行った結果、令和7年3月末を持って、新規での受付を終了し、既存利用者のみ令和7年9月までの経過措置期間を設けました。 ○精神障害のある人が通所施設等へ通所する際にかかる交通機関利用時の運賃について、その実支出額(または定期券額)の半額(上限額5,000円)を助成しました。 ・精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成 92人	現状の課題・ 今後の見通し	○令和7年度で事業が終了したが、JRの割引制度は適用範囲が限定的であるため、JRや国に対して距離要件の撤廃等を引き続き要望していきます。	精神保 健・地域 移行 推進課
	令和7年度 実施状況	○道路運送法に基づき福祉有償運送運営協議会を設置し、非営利の送迎サービスである福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全性の確保、旅客の利便性などを協議する場を提供しました。 ・福祉有償運送運営協議会 3回開催	現状の課題・ 今後の見通し	○道路運送法に基づき、協議会において各登録団体の運営状況の把握と運送業界と福祉団体間の合意形成を図る必要があるとされているため、各登録団体の実地状況把握と円滑な協議会の運営に努めます。	地域福祉 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進					
すべての人の社会参加を促進するため、公共的施設等について、障害のある人や高齢者の利用に配慮したバリアフリー化を推進します。					
3-(3)-1	建築物のバリアフリー化の促進				
	バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」への適合審査及び検査業務を行いました。 ・民間建築物指導業務（バリアフリー対策関連）	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き本業務を継続します。	都市戦略 局建築指 導課
3-(3)-2	都市公園のバリアフリー化				
	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレ（バリアフリースイートイレ）の設置等を進めます。				
	令和7年度 実施状況	○都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き公園内の園路広場及びトイレ等のバリアフリー化を進めていきます。	都市整備 局みどり 公園課
(4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進					
いきいきとした地域社会を築くため、福祉のまちづくりを計画的に推進し、進捗状況を把握することで、総合的にバリアフリー化を促進する仕組みを作ります。					
3-(4)-1	バリアフリーのまちづくりの推進				
	バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進に向けた関係機関連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の促進に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○ヘルプマークについて、周知・啓発を行い、年間1,849件（新規申請）の申し込みがありました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き周知啓発に努めます。	障害福祉 企画課
3-(4)-2	市街地の計画的な立地、整備の推進				
	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。				
	令和7年度 実施状況	○北九州市立地適正化計画において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定め、これらの誘導区域内に医療・福祉などの生活サービス機能と居住の誘導に取り組みました。	現状の課題・ 今後の見通し	○生活サービス施設を市街地に適切に誘導し、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導することにより、生活サービス機能やコミュニティの持続性が高まり、誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりが実現すると考えています。	都市戦略 局都市計 画課
3-(4)-3	道路のバリアフリー化				
	障害のある人を含む全ての人が安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。				
	令和7年度 実施状況	○誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化に取り組んでいます。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行っています。	現状の課題・ 今後の見通し	○道路のバリアフリー化の取り組みは、ハード整備と合わせて、ソフト施策の充実を図ることが重要なため、引き続き、「北九州市福祉のまちづくりネットワーク（障害者団体）」との意見交換や現地点検などを実施します。	都市整備 局道路計 画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
3-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行の確保				
	障害のある人を含む全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を設定し、警察と協力しながら、各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を行っています。	現状の課題・ 今後の見通し	○市内14箇所指定されている生活道路対策エリアを中心に、地域や警察と連携しながら、速度規制とハンプ等の物理的デバイスとの組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の取組みを、引き続き進めていきます。	都市整備 局道路計 画課
3-(4)-5	公共施設のバリアフリー化の推進				
	高齢者や障害のある人を始め、全ての市民が安全かつ快適に公共施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。 また、事業者や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。				
	令和7年度 実施状況	○福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査及び検査を行いました。 ・民間建築物指導業務（福祉のまちづくり条例受付）60件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き本業務を継続します。	都市戦略 局建築指 導課
3-(4)-6	障害当事者との意見交換				
	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体や障害者団体が取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。				
	令和7年度 実施状況	○道路、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体が取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めました。 ・まちづくりネットワークプロジェクト意見交換	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も引き続き意見交換を行い、改善を進めていきます。	都市整備 局道路計 画課
		○道路、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体が取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めました。 ・まちづくりネットワークプロジェクト意見交換	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も引き続き意見交換を行い、改善を進めていきます。	都市戦略 局都市交 通 政策課
3-(4)-7	ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進				
	本市のモラル・マナーアップ関連条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○「ふくおか・まごころ駐車場」について周知・啓発活動を行い、その結果、年間5,078件（新規申請）の申し込みがありました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、福岡県と協力して、本件事業の周知啓発に努めます。	障害福祉 企画課
		○迷惑行為防止の周知・啓発、迷惑行為防止活動団体の支援、迷惑行為防止重点地区における巡視活動等を行い、迷惑行為のない快適な生活環境の確保を図りました。 ・迷惑行為防止活動団体 94団体（R8.3月末時点）	現状の課題・ 今後の見通し	○迷惑行為のない快適な生活環境の確保のために、市内全域における効果的な広報活動を検討します。また、活動団体の募集について個別に団体への加入を働きかけ、団体数の増加を図ります。	危機管理 室安全・ 安心推進 課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野4. 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）					
分野目標	障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取組を推進します。 また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。				
番号	基 本 的 な 施 策				所管課
（１） 防災対策の推進					
障害のある人や高齢者等の要配慮者が安心して生活するために、防災対策を適切に講じ、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行えるよう、要配慮者に対する細やかな支援を推進します。					
4-(1)-1	北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進				
令和7年度 実施状況	地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要です。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。 また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの配布や、視覚障害のある人に対応する防災ガイドブックの作成等により市民の防災意識の向上に取り組みます。				
	○北九州市地域防災計画の更新を行いました。 ○災害時に市民が命を守る適切な判断・行動がとれるよう、災害ごとにその特徴や避難のタイミング・ポイント等を掲載した「北九州市防災ガイドブック」の解説動画や、手話動画「手話で伝える北九州市防災ガイドブック」を市のホームページや動画配信サービスで公開しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、国の防災基本計画や福岡県の地域防災計画の修正に合わせ、必要な見直しを行います。	危機管理 室危機管 理課	
	○地域と連携・協力し、住民とともに災害に強いまちづくりを目指し、校区又は自治区会単位で地域に密着した各種防災対策に取り組んでいます。	現状の課題・ 今後の見通し	○住民主体の自主防災活動を活性化させるため、地域防災活動の支援を継続します。	消防局 予防課	
4-(1)-2	障害特性に配慮した情報伝達の推進				
令和7年度 実施状況	災害・避難情報を市ホームページを始め、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、防災アプリ、SNS等を活用し積極的に提供します。 また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報を入手することができない視覚や聴覚に障害のある人を対象に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。				
	○災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心、まもるくん）、ウェブサイト、防災X（旧ツイッター）等を活用して積極的に提供しました。 ○視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供しました。 ・視覚または聴覚障害者への避難情報の提供登録者数 151名	現状の課題・ 今後の見通し	○災害・避難情報の提供方法や内容について広報を継続していく必要があります。また、より効果的な情報の提供について検討していきます。		危機管理 室危機管 理課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
4-(1)-3	地域ぐるみの防災ネットワークの構築				
	災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。 また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組を行います。 加えて、地域住民による避難支援等の取組について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組を支援します。				
令和7年度 実施状況	○災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指し、平成26年度から小学校区単位で「地区防災計画」の策定を図るとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組んでいます。令和7年度は、継続3校区と新規1校区の計4校区で事業を行いました。 ・みんなde Bousaiまちづくり推進事業 4校区（継続分含む） ○マンションや町内会単位など、小学校区単位と比較して小さな単位での地区防災計画策定の支援体制を整備するために、北九州SDGsクラブに加入する企業・団体と協働し、令和3年4月1日に「SDGs防災サポート」事業を立ち上げました。令和6年度は、市内1箇所地区防災計画の策定に取り組みましたが、令和7年度は申込なし。 ・「SDGs防災サポート」事業 0地区 ○各区1回ずつ、計7回の区防災訓練を実施	現状の課題・ 今後の見通し	○小学校区単位での「地区防災計画」の策定支援を継続し、より地域の特性に合致した「地区防災計画」の策定を促進することで、地域防災力の向上を図ります。 ○令和8年度も同様に区防災訓練を実施予定	危機管理 室危機管 理課	
4-(1)-4	障害特性に応じた災害時支援の推進				
	障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。 また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所等の支援を行います。 開設した避難所以外の避難者について、避難場所及び避難者数の把握に努め、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起の広報を行うとともに、避難所に避難できず、在宅避難や車中泊避難などを行っている被災者に対して、最寄りの避難所で食料の供給を行います。				
	令和7年度 実施状況	○災害時等に、障害のある人が、個々の障害特性に応じた支援を得ることが出来るよう「災害時障害者サポートマニュアル」を活用した支援体制の推進に努めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も引き続き、「災害時障害者サポートマニュアル」を活用した支援体制を推進してまいります。	障害福祉 企画課
開設した避難所以外の避難者について、区対策部や地域住民を中心に避難場所の周知及び避難者数の把握、食料供給を計画している。		現状の課題・ 今後の見通し	引き続き継続する。	危機管理 室危機管 理課	
4-(1)-5	福祉避難所の確保				
	一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。				
令和7年度 実施状況	○高齢者施設・障害者施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の設置に努めました。 ・福祉避難所数 91箇所	現状の課題・ 今後の見通し	○災害の種類や規模等によって避難者数や避難される方々の心身の状態等が異なるため、福祉避難所への避難者等については一概に想定することが困難です。 より多くの方を受け入れることができるよう、施設等への協力依頼を継続して行い、協定施設数の拡大に努めます。	地域福祉 推進課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
4-(1)-6	災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進				
	災害発生後にも継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。				
	令和7年度 実施状況	○集団指導や運営指導を通じて、事業者等に対して業務継続計画（BCP）の策定を指導し、災害発生時においても必要なサービスが継続して提供できるよう促しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○運営指導の際には、災害種別ごとの対応計画の策定状況や避難訓練の実施状況を確認し、不備が認められた場合には改善を促す指導を行います。	障害者 支援課
		○行政機関・医療機関等の職員向けに、災害時の心のケアについての知識習得や、相談支援技能を高めるための研修を実施しました。 ・災害・事故時のこころのケア対策事業関係職員研修：参加者45名 ・災害・事故時のこころのケア対策事業専門職員研修：参加者34名	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、災害・事故時のこころのケアの重要性について、関係各課・関係機関向けに研修を行い、災害時の相談支援技能の向上を図ります。	精神保健 福祉セン ター
		○災害時に設置される市医師会災害医療・作戦指令センターでは、被災者へ迅速に適切な医療（投薬や透析等を含む）を提供できるよう災害情報の伝達や現場への指示などの訓練を行っています。令和7年度は、警固断層地震を想定した訓練（市内の被災状況の把握や被災地域からの傷病者の受け入れ調整）を実施し、災害拠点病院や医療関係団体、市の関係各局等、90名が参加しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○市内関係機関と連携して災害を想定した訓練等を実施し、引き続き災害医療体制の維持・確保に努めます。	地域医療 課
4-(1)-7	要配慮者利用施設における災害対策				
	障害のある人が利用する施設（要配慮者利用施設）において、火災、風水害、地震等の災害の種類ごとの計画の作成や災害時を想定した訓練の定期的な実施等を通じて、利用者の安全を守るための取組を推進します。 特に、水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○集団指導や運営指導等を通じて、火災・風水害・地震など災害の種類ごとに対応計画を策定し、災害発生時を想定した訓練を定期的に実施するよう指導することで、利用者の安全確保に努めるよう促しました。 ○洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する施設について、避難確保計画の策定状況や訓練の実施状況を定期的に調査し、事業者等が適切に取り組めるよう支援しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引続き進捗を図るとともに、不備等がある事業所については指導を行います。	障害者 支援課
		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する施設の一覧を地域防災計画（付属資料編）に掲載し、各施設の所管課を通じて避難確保計画の策定、避難訓練の実施を呼びかけた。令和8年3月31日現在で、計画策定率は約8割、訓練実施率は約7割となっている。	現状の課題・ 今後の見通し	計画策定率、訓練実施率を100%に近づけるため、所管課を通じた呼びかけに加え、施設管理者向けの勉強会を開催する予定としている。	危機管理 室 危機管理 課 各局 施設所管 課
4-(1)-8	災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応				
	火災や救急事案が発生した時の、障害のある人からの緊急通報体制を推進します。 例えば、聴覚や言語機能等に障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファクス119」やスマートフォン等を活用した音声によらない通報ができる「NET119緊急通報システム」及びボタンを押すだけで緊急事態を通報可能な「あんしん通報システム」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。				
		○在宅高齢者や重度の身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、地域の協力員等と連携を図り、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しました。 ・あんしん通報システム登録者数 2,276世帯	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人等がご自宅で安心して生活できるように、市政だよりへの掲載や地域の会議・民生委員等を通じたPR、HPやSNSによる周知等を行い、あんしん通報システムの普及に取り組んでまいります。	長寿社会 対策推進 室

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
	令和7年度 実施状況	○申請を受けた在宅高齢者や重度の身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型ボタンと連動した緊急通報装置を設置しました。 火災や救急事案が発生した場合は、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、警備員や地域の協力員と連携を図り、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しました。 ・あんしん通報システム登録者数 2,276世帯	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人等がご自宅で安心して生活できるように、市政だよりへの掲載や地域の会議・民生委員等を通じたPR、HPやSNSによる周知等を行い、あんしん通報システムの普及に取り組んでまいります。	消防局 予防課
		聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病があり、音声による119番通報が困難な方が、ファクス、スマートフォン等を利用して消防指令センターに緊急通報できる「ファクス119」、「NET119緊急通報システム」を運用しました。 ・ファクス119（登録不要） ・「NET119緊急通報システム」登録者数 174人	現状の課題・ 今後の見通し	「ファクス119」は、事前登録不要で利用ができます。また、「NET119緊急通報システム」の登録者は、運用開始から年々増加しています。 今後も、ホームページや地域の会合等、機会を捉えて周知・広報を行います。	消防局 総務課
(2) 防犯対策の推進					
障害のある人や高齢者が安心して生活するため、防犯対策を適切に講じることで、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくりを推進します。					
4-(2)-1	聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応				
	聴覚に障害のある人等、音声による110番通報が困難な人がファクスやスマートフォン等を利用して、警察に110番通報できる「ファックス110番」や「110番アプリシステム」のほか、電話リレーサービスを利用した手話による 110番通報の受付等について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。				
	令和7年度 実施状況	スマートフォンアプリを利用した「110番アプリシステム」について、北九州市のホームページを利用した広報により、普及を図った。	現状の課題・ 今後の見通し	引き続きホームページなどを活用した広報啓発に取り組んでまいります。	危機管理 室安全・ 安心推進 課
4-(2)-2	犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進				
	地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○安全・安心な環境の構築に向けて、地域住民や事業者の犯罪の抑止を目的とする公共空間を撮影する防犯カメラの設置に対して、設置経費の一部を補助しました。 ・防犯カメラ設置補助 25団体(86台) ○夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行の安全を図るため、市と地元で分担しながら防犯灯(LED)の設置を促進しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○様々な取り組みにより、犯罪件数や体感治安にその成果が表れてきているが、さらなる整備事業により防犯活動強化を推進していく必要があります。	危機管理 室安全・ 安心推進 課
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護					
障害のある人を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ります。					
4-(3)-1	障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済				
	障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。 消費者トラブルに関する出前講座等では、障害特性に応じた教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○民生委員や介護事業者など見守っている人に啓発講座を行うほか、被害未然防止につなげるため、介護事業者などに対して消費者被害や注意点の情報をメールで配信しました。 ・消費者被害対策講座 3,540名受講 ・消費者被害等の情報メール 25回配信	現状の課題・ 今後の見通し	○詐欺などの被害が依然として多く発生していることを踏まえると、啓発講座や情報発信は必要不可欠な事業であり、今後も積極的な啓発講座の周知やタイムリーな情報発信に取り組み、被害の未然防止につなげます。	危機管理 室 消費生活 センター
4-(3)-2	消費者安全に関するネットワークの構築				
	障害者団体、障害福祉関係団体、市立消費生活センターや各関係行政機関等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の消費者被害の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○いのちをつなぐネットワーク推進会議（年1回）や警察との緊密な連携を図る北九州市消費者被害防止情報交換会（年1回）などで情報提供を行うことで、消費者被害の未然防止につなげるため、きめ細やかで視野の広いネットワークの充実に努めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害特性によりだまされていることに気付かなかつたり、高齢や認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、今後も情報提供を行い、見守り体制の強化につなげます。	危機管理 室 消費生活 センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
4-(3)-3	消費生活相談体制の整備				
	市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。 また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害のある人への理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○相談受付件数10,685件 ○消費生活相談員に対して、様々な研修の実施や、国民生活センター等主催の研修へ派遣することで、相談員の能力向上を図り、より質の高い相談体制を整備しています。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も研修等による能力向上を図り、 個々の特性に配慮した消費生活相談体制を構築します。	危機管理 室 消費生活 センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野5. 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）				
分野目標	障害のある人が、望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定することが出困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。 また、障害のある人の地域意向を一層推進し、障害のあるが必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取組を進めることで、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。 さらに、障害のある人及び障害のある子どもが基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。			
番号	基 本 的 な 施 策			所管課
(1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等				
障害程度の重度化、障害の重複化、障害のある人の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、障害のある人の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。 また、障害のある人のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具等の相談支援を行うとともに、適切な活用方法等に関する情報発信に努めます。				
5-(1)-1	障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進			
	障害のある人が、基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性（心身の状況や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。 なお、65歳到達に伴う介護保険制度への移行に際しては、介護保険のみでは適切な支援が受けられない場合等の個別の状況を勘案し、引き続き障害福祉サービスが必要な利用者に対して、適切な支給決定を行います。			
令和7年度 実施状況	○在宅サービス利用の状況 （訪問系サービス） 月平均利用延べ時間 ・居宅介護等 （R6）62,256時間／月（2,235人／月） →（R7）69,626時間／月（2,313人／月） （日中活動系サービス） 月平均利用延べ日数 ・生活介護 （R6）70,015日→（R7）67,943日 ・自立訓練（機能訓練） （R6）199日→（R7）133日 ・自立訓練（生活訓練） （R6）3,540日→（R7）3,783日 ・就労移行支援 （R6）5,880日→（R7）5,334日 ・就労継続支援（A型） （R6）26,460日→（R7）26,436日 ・就労継続支援（B型） （R6）64,922日→（R7）72,334日 ・就労定着支援（R6）152人→（R7）181人 ・就労選択支援（R7）6人 ※令和7年10月より開始 ・短期入所 （R6）3,612日→（R7）3,962日 （居住支援・施設系サービス） 月平均利用者数 ・共同生活援助 （R6）1,897人／月→（R7）2,051人／月 ・施設入所支援 （R6）1,293人／月→（R7）1,269人／月 ○移動支援 月平均利用者数（R6）446人／月→（R7）499人／月 ○訪問入浴サービス 月平均利用者数（R6）21人／月→（R7）24人／月 ○日中一時支援 月平均利用者数（R6）170人／月→（R7）227人／月 ○補装具費の支給 （R6）2,556件／年→（R7）2,483件／年 ○日常生活用具の給付 （R6）13,961件／年→（R7）14,018件／年 ○相談支援 利用人数 計画相談支援 （R6）10,373人／年→（R7）11,043人／年 地域移行支援（R6）37人／年→（R7）38人	現状の課題・今後の見通し	○居宅介護 実績としては増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えています。 ○日中活動系サービス 今後も一定のニーズがあると考えています。 ○共同生活援助 実績としては増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えています。 ○移動支援 実績としてはひと月あたり420人から470人の間で推移しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。 ○日中一時支援 利用者は増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。 ○補装具 今後も一定のニーズがあると考えています。 ○日常生活用具 今後も一定のニーズがあると考えています。 ○相談支援 実績としては増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えています。	障害者支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(1)-2	障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上				
	障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。 また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。				
令和7年度 実施状況	指定障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導（市内全事業所を対象）や運営指導（65事業所を対象）、事業所の指定（または指定更新）審査において、事業者（事業所を運営する法人）等に対する指導を実施しました。 また、報酬改定や制度改正のポイントをまとめた資料（電子データ）や動画を例年作成し、本市ホームページ掲載やウェブ配信で発信して全事業所に閲覧・視聴報告の提出を求めることで従業者等の資質向上を図りました。	現状の課題・今後の見通し	本市では、これまで10事業者（うち、2事業者は令和5年度分）に対して指定の取消し等の処分を行っており、障害福祉サービスの質の確保と自立支援給付の適正化は喫緊の課題となっています。 引き続き、事業者に対する法令遵守と適切な事業所運営に基づいたサービス提供を実施するよう、確実な指導を行います。	障害者支援課	
	○北九州市障害者自立支援協議会 自立支援協議会において、地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組みについて検討を行いました。 ○発達障害者支援センター「つばさ」にて支援者向けの研修やセミナーを開催しました。	現状の課題・今後の見通し	○引き続き自立支援協議会にて、障害福祉サービス事業者等の質の向上を図るための検証を行っていきます。 ○今後もこれらの取組みを継続し従事者等の資質の向上を図ります。	精神保健・地域移行推進課	
5-(1)-3	障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等				
	障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の賃金水準の引き上げを目的とした処遇改善の促進や、従事者の業務負担軽減及び労働環境の改善を推進するためのICTやロボット等の導入を支援し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。 また、障害福祉サービス事業所等の現状把握に努めるとともに、他都市における人材の確保・定着策の事例等を踏まえながら、人材確保に向けた取組について検討します。				
令和7年度 実施状況	指定障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導（市内全事業所を対象）や運営指導（65事業所を対象）を通じて、事業者等の処遇改善の取り組みを促しました。 また、北九州市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業を実施し、従業者の早期離職防止・定着を図りました。	現状の課題・今後の見通し	障害福祉人材の更なる処遇改善に向け、障害福祉サービス等の報酬改定が行われていますが、未だ離職率が高い傾向が継続しています。 今後も、運営指導等を通じて、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促します。	障害者支援課	
5-(1)-4	障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上				
	障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。 また、障害福祉サービス事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。 さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。				
令和7年度 実施状況	指定障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導（市内全事業所を対象）や運営指導（65事業所を対象）、監査（5事業所）、事業所の指定・指定更新の審査において、利用者等からの苦情解決に向けた適切な措置を講じることや、適宜専門機関（福岡県運営適正化委員会等）等を利用者等に紹介するなどの取り組みについて指導しました。 また、集団指導や運営指導を通じて、障害福祉サービス報酬の請求等に関する規定事項の周知徹底を図ることにより、自立支援給付の適正化や、事業者によるサービスの質の向上への積極的な取り組みを行うよう促しました。 さらに、事業者による障害福祉サービス等情報公表システム情報の随時更新により、利用者等のサービス選択に役立つ情報が発信されています。	現状の課題・今後の見通し	現在、障害福祉サービス等情報公表システムによる障害福祉サービスの内容等の情報を公表する仕組みは確立していますが、今後は情報の適時更新を目指し、より一層の障害福祉サービス等の質の向上に取り組めます。	障害者支援課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(1)-5	日常生活用具の給付等と普及促進				
	補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付等を行います。 また、社会状況の変化や多様化する利用者ニーズに対応するため、介護実習・普及センターの機能を強化し、サービス事業所や区役所等と連携して、ローテックから最新の介護機器まで、一人一人に合った最適な福祉用具や介護方法について普及を促進します。				
令和7年度 実施状況	○補装具費支給事業 身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具の購入、借受け又は修理に要する費用（補装具）を支給しました。 ・補装具費の支給 2,483件	現状の課題・ 今後の見通し	○補装具 今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。 ○日常生活用具 今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。	障害者 支援課	
	○日常生活用具給付等事業 日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具など、給付等を行いました。 ・給付等件数 14,018件				
	○介護実習・普及センターの運営（福祉用具等の普及） リハビリテーション専門職等が福祉用具の選定や適合についての訪問相談支援等を行いました。また、福祉用具の展示や情報提供、介護実習や研修会等を行いました。 ・講座受講者数 2,858人 ・相談件数 4,532件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、個々の身体状況や生活環境に応じた福祉用具の相談や適合支援等が行えるよう、リハビリテーション専門職等による相談支援を行います。	介護イノベーション 推進室	
5-(1)-6	身体障害者補助犬の理解促進				
	市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取組を推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。				
令和7年度 実施状況	○5月22日の補助犬の日になみ、SNS上での啓発活動を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、補助犬に対する理解促進のため、啓発活動を実施します。	障害福祉 企画課	
(2) 意思決定支援の推進					
障害のある人や障害のある子どもの意思・意向が尊重されたうえで、地域社会において日常生活又は社会生活を営むことができるような支援と障害福祉サービス等の支給決定等の取組を進めます。					
5-(2)-1	意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進				
	障害のある人が、望む暮らしを実現できるように、可能な限り障害のある人に対する意思決定支援（意思を形成及び表明する段階を含む。）を踏まえた自己決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。				
令和7年度 実施状況	○市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修 市内相談支援事業所の職員に対し、サービス等利用計画案を作成するために必要となる意思決定支援についての周知や、質の向上を図る研修を実施しました。 ・障害者ケアマネジメント研修会 1回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、意思決定支援についての周知に努めるとともに、質の向上を図る研修を実施します。 ・障害者ケアマネジメント研修会 1回	障害者 支援課	
	○意思決定支援推進事業 障害のある人が、可能な限り自分の生活を自らの意思で決定できる機会を保障し、自分らしく地域生活を営むことができるよう、必要に応じて周囲の人がその意思決定を支えることのできる社会の実現を目指し、意思決定支援の普及啓発のため支援者養成講座や啓発講演を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○意思決定支援の啓発活動や意思決定支援に関する専門的な助言を行える人材の育成と活用、また地域で意思決定支援を行っている実務者のフォロー等の体制等を構築できるよう、引き続き意思決定支援事業を進めていきます。	精神保健・地域 移行推進課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(2)-2	障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進				
	障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による障害特性に応じた合理的配慮の提供を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○北九州市自立支援協議会の運営 自立支援協議会において意思決定支援に必要な合理的配慮についての周知や、質の向上を図る研修を実施しました。 ・障害者ケアマネジメント研修会 1回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、意思決定支援に必要な合理的配慮についての周知に努めるとともに、質の向上を図る研修を実施します。	障害者 支援課
5-(2)-3	意思決定支援の質の向上と普及				
	障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員、成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。 併せて、子どもを含めた障害のある人の日常生活及び社会生活において、意思形成支援を含めた意思決定支援に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進するため、行政が主体となり、当事者・家族を始め関係団体、関係機関等と連携しながら、意思決定支援の普及を図るとともに、地域社会における意思決定支援のあり方や意思決定を支える環境の整備について検討を進めます。				
	令和7年度 実施状況	○北九州市自立支援協議会の運営 「地域生活支援推進会議」では、市内に居住されている障害のある人や家族、関係機関からの相談をもとに支援困難事例の解決のため、支援の検討、検証を実施しました。 ・支援の質向上推進会議 3回実施 ・地域生活支援推進会議 2回実施 ・相談支援ワーキンググループ 1回実施 ・日中支援型グループホームワーキンググループ 2回実施 ・意思決定支援プロジェクトチーム 2回実施 ・障害者ケアマネジメント研修 1回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、意思決定支援に携わる人材の育成用に長中期的・体系的な研修カリキュラム策定や、実務的で事業所内研修にも活用できる内容の研修コンテンツ作成など意思決定を支える環境の整備に向けて検討をすすめます。 併せて、家族や関係団体、関係機関とも連携しながら、意思決定支援の普及啓発等に取り組みます。 ○引き続き、意思決定支援についての周知に努めるとともに、質の向上を図る研修を実施します。 ・障害者ケアマネジメント研修会 1回	障害者 支援課
5-(2)-4	成年後見制度の適正利用の促進				
	知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。				
	令和7年度 実施状況	○法律相談及び成年後見制度利用支援事業（成年後見制度） 判断能力が不十分で身寄りのない精神障害のある人、知的障害のある人の福祉を図るため、成年後見制度利用支援事業により、生活保護受給者等に対し市長申立てに係る支援を行いました。 ・市長申立て支援 2件 ○市民後見人養成事業権利擁護・市民後見センター運営補助事業 専門職後見人（弁護士・司法書士等）不足を補う「市民後見人」の養成を行うとともに、法人後見業務を行う団体（社会福祉法人北九州市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センター）の運営を補助しました。 ・実務研修実施	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、市長申立てに係る支援を実施するとともに、「市民後見人」の養成や法人後見業務を行う団体の運営を行い、適正な利用の促進に努めます。	障害者 支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(3) 相談支援体制の充実					
障害のある人及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害特性やライフステージに応じた日常生活上の悩みや不安等に関する様々な相談が適切な支援につながるためのネットワークの構築に努めます。					
5-(3)-1	関係機関相互の連携体制の強化				
令和7年度 実施状況	障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることや支援の必要な人に可能な限り早く気付くことができるよう、北九州市基幹相談支援センターを中心として区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、当事者相談員、地域関係者が互いに連携・協働することにより、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。				
	○総合相談窓口である障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の連携強化に努めました。 ・基幹相談支援センター受付件数 7,970件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の連携強化に努めます。	障害者支援課	
	○障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指すし、“情報の共有”“具体的な協働”関係者によるネットワーク”に関する協議の場として『北九州市障害者自立支援協議会』の運営を行いました。 ・自立支援協議会 39回	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、関係機関によるネットワークの構築や地域課題の解決等に向けて話し合う場として、協議会の運営を行っています。	精神保健・地域移行推進課	
	○行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報の共有や課題の協議等を行うため、北九州市依存症対策連携会議を開催しました。 ・北九州市依存症対策連携会議：16機関出席 ○市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行いました。 また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材（ゲートキーパー）を育成しました。73回（3,057名）	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、関係機関との連携のもと、依存症対策の推進のため、当事者及び家族に対する支援の充実強化を図っていく中で、より効果を高めるための方針を検討していきます。 ○自殺に関する正しい知識を持ち、困っている人を専門家へ繋ぐことができるゲートキーパーを養成することで、地域に自殺予防の取り組みを波及させていく必要があります。	精神保健福祉センター	
	○市民サービスの向上を図るため、大里、曽根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請の受付を行いました。 相談件数 23,452件（令和7年度実績）	現状の課題・ 今後の見通し	○今後とも市民に身近な相談窓口としてニーズに応えて行きます。	総務市民局 区政推進課	
5-(3)-2	北九州市基幹相談支援センターの充実				
令和7年度 実施状況	どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための総合相談窓口として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援（アウトリーチ）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。 また、地域の相談支援事業者に対する相談、助言、指導等を行うことで、市内の相談支援体制の強化を図ります。				
	○基幹相談支援センターにおいて対応困難事例の支援方法の検討や情報共有、相談支援事業者に対する相談、助言、指導を行い、障害者支援に関する専門性の向上に努めました。 ○基幹相談支援センターにおいて、24時間365日、いつでも電話相談を受け付けました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、対応困難事例の支援方法の検討や情報共有を行い、障害者支援に関する専門性の向上に努めます。 ○引き続き、24時間365日の電話相談受付体制を維持します。	障害者支援課	
5-(3)-3	重層的支援体制整備事業の実施				
令和7年度 実施状況	社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる既存の制度の対象となりにくいケースや、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、重層的支援体制整備事業を実施します。				
	令和7年度より重層的支援体制整備事業を全区にて実施し、16件のケースを多機関協働により支援した。	現状の課題・ 今後の見通し	これまで実施した支援の評価と検証を進めながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に取り組む。	地域福祉推進課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(3)-4	北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実				
	具体的な事例の対応等を通じた地域課題の抽出や解決のための仕組みづくり、関係機関等のネットワークの構築、人材育成、相談支援事業者の事業運営等の評価等を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。				
令和7年度 実施状況	○組織運用の検討を行い、令和6年9月より新たな体制となりました。現在は二つの推進会議（「地域生活支援推進会議」「支援の質向上推進会議」）、「地域生活関係者交流会」及び事務局で構成され、「地域生活支援推進会議」は、地域課題の抽出と課題解決の仕組みづくりの検討及び未解決困難事例の支援検討等、「支援の質向上推進会議」は、支援者、事業所及び地域生活支援に関する質の向上等について検討する場となっています。また、「地域生活関係者交流会」は当事者並びに家族、支援者、事業所、関係機関等の様々な交流によるつながりの強化及び地域課題の収集等を目的として実施しています。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、各推進会議や交流会において地域の実情に応じた課題解決のための協議や、様々な交流によるつながりの強化を図っていきます。	精神保健・地域 移行推進課	
5-(3)-5	発達障害のある子どもや大人への支援				
	発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・教育、雇用等の協働による包括的な支援を進めます。				
令和7年度 実施状況	○ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため発達障害者支援地域協議会で協議しました。 ・会議：2回 ○発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」を開催しました。 ・研修・セミナー：41回 ・処遇検討会：7回	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も発達障害者支援地域協議会において、より広い視点からライフステージを通じた支援の仕組みについて検討していきます。 ○発達障害者支援センター「つばさ」を中心に、研修・セミナーや啓発及びケースに応じて「処遇検討会」を実施しました。今後も継続して研修等を実施します。	精神保健・地域 移行推進課	
5-(3)-6	難病患者やその家族の支援				
	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。 また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援を始め、情報提供や啓発、医療相談会等の取組を実施し、地域交流活動の促進などを行います。				
令和7年度 実施状況	○難病患者やその家族等の療養上、日常生活全般にわたる様々な悩みや相談に対応するため、難病相談支援センターを拠点とした相談体制の充実を図りました。 ・相談件数 1,279件 ○地域における難病患者や家族が安心して療養生活を送ることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、患者・家族会等の支援を行いました。 ○難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や家族、医療福祉関係者等の支援者を対象に就労講演会や医療講演会・交流会を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き相談体制の充実を図り、患者、家族等の支援を行います。	疾病対策課	
	○難病に関する情報の収集、啓発及び提供、並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図りました。		○引き続き、難病に関する正しい知識の普及を図ります。	疾病対策課	
5-(3)-7	北九州市難病対策地域協議会の開催				
	難病患者やその家族を始め、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制について協議を行います。				
令和7年度 実施状況	○令和7年度は、8月開催の会議において、令和6年度の会議から抽出した重点課題を踏まえた「今後の取組みの方向性(案)」について意見交換を行い、3月開催の会議では、前回の会議でまとめた「今後の取組みの方向性」を踏まえた「協議会としてできること」について意見交換を行いました。 ・会議 2回	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き難病対策地域協議会を開催し、難病患者の支援体制について協議を進めます。	疾病対策課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(3)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実				
	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援や研修会を実施しました（高次脳機能障害支援ネットワーク事業）。 ・集団相談会 12回 ・個別相談 4件 ・高次脳機能障害支援者研修会 1回	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援や研修会を実施します。	精神保健・地域移行推進課
		○若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、本人や家族に対する必要な情報提供や相談支援を行いました。 ・認知症・若年性認知症介護家族交流会 12回	現状の課題・ 今後の見通し	○若年性認知症は相談内容が就労や医療等と幅広いため、今後も関係機関と連携して対応します。引き続き、若年性認知症の方の相談体制の充実に努めます。	長寿社会対策推進室
5-(3)-9	地域リハビリテーション支援体制の構築				
	障害のある人や高齢者、その家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援センターを中心に医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともにリハビリテーション関係者の連携強化を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○地域リハビリテーション支援センターによる、リハビリテーションに関する相談支援を行うとともに、リハビリテーション関係者の連携強化や支援者の育成に取り組みました。 （地域リハビリテーション支援センターへの相談件数：392件）	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、ニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう支援者の育成・活用等を行い、地域でリハビリテーションに関する相談・支援が受けられる体制整備に取り組みます。	地域リハビリテーション推進課
	令和7年度 実施状況	○介護実習・普及センターの運営（福祉用具等の普及）リハビリテーション専門職等が福祉用具の選定や適合についての訪問相談支援等を行いました。また、福祉用具の展示や情報提供、介護実習や研修会等を行いました。 ・講座受講者数 2,858人 ・相談件数 4,532件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、個々の身体状況や生活環境に応じた福祉用具の相談や適合支援等が行えるよう、リハビリテーション専門職等による相談支援を行います。	介護イノベーション推進室

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号		基 本 的 な 施 策			所管課
(4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実					
障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。 また、精神障害のある人について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組むとともに、ひきこもりの状態にある当事者と家族への支援等、在宅生活を送る精神障害のある人に対する支援を推進します。 加えて、障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。					
5-(4)-1	在宅生活を支える障害福祉サービスの充実				
令和7年度 実施状況	障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援及び整備を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。				
	○在宅サービス利用の状況 (訪問系サービス) 月平均利用延べ時間 ・居宅介護等 (R6) 62, 256時間/月(2, 235人/月) →(R7) 69, 626時間/月(2, 313人/月) (日中活動系サービス) 月平均利用延べ日数 ・生活介護 (R6) 70, 015日→(R7) 67, 943日 ・短期入所 (R6) 3, 612日→(R7) 3, 962日 ○障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費の助成等を行いました。 ・地域活動支援センター 9箇所 ○共同生活援助の状況 ・月平均利用人数 (R6) 1, 897人/月→(R7) 2, 051人/月 ○福祉ホームの状況 ・市内福祉ホーム 2箇所 (R6) 9人/月→(R7) 10人/月 ○日中一時支援 月平均利用者数 (R6) 170人/月→(R7) 227人/月 ○日中サービス支援型グループホームの開設時における備品購入費等助成事業の実施等により、施設入所者の地域生活への移行を促進しました。 ・グループホームへの助成 1件	現状の課題・ 今後の見通し	○居宅介護 実績としては増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えています。 ○日中活動系サービス 令和7年度における生活介護は減少していますが、経年でみると増加傾向にあり、今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。 ○地域活動支援センター 障害者に創作的活動などの機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに引き続き、助成等を行っていきます。 ○福祉ホームの状況 実績としては増加しており、引き続き、障害のある方が低額な料金で、居室その他の設備を利用でき、日常生活に必要な便宜を受けられるように運営経費の補助等を行うことにより、地域生活を支援していきます。 ○日中一時支援 利用者数は増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。 ○障害のある人の地域における居住の場となるグループホームは年々増加しています。引き続き、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの整備を促進するための助成事業を行っていきます。	障害者 支援課	
	○認知症高齢者等が所在不明となった場合に、警察や郵便局、区役所、タクシー会社等とのネットワークにより、早期発見・早期保護を図りました。 ・SOSネットワーク登録者数 2,130人	現状の課題・ 今後の見通し	○総登録者数は登録者の見直しにより、前年と比べ減少したものの、新規登録者は240名と、今後も増加傾向が続くものと予想されます。事業の普及啓発を強化しつつ、ネットワークの活性化、認知症サポーターの活用の促進など、事業の拡充に努めます。	長寿社会 対策推進 室	
5-(4)-2	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応				
障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。					
令和7年度 実施状況	○在宅で生活する常時介護が必要な重度の障害のある人に、身体介護や家事援助、外出時における移動中の介護を総合的に行いました。 ・重度訪問介護 26, 241時間/月(51人/月) ○ひとり暮らしの重度障害のある人に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに行いました。 ・重度障害者訪問給食サービス 延配食数：818食/年 ○在宅で生活する常時介護が必要な重度の身体障害のある人で、自宅や通所サービス等で入浴することが困難な人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施しました。 ・訪問入浴サービス 月平均利用者数 (R6) 21人/月→(R7) 24人/月	現状の課題・ 今後の見通し	○重度訪問介護 サービスの利用は増加しており、今後も障害のある人の生活を支えるサービスとして、ニーズは高いと考えられます。 引き続き、適切なサービスの支給決定や良質なサービス提供に努めます。 ○重度障害者訪問給食サービス 引き続き、ひとり暮らしの重度障害のある方への訪問給食サービスを実施し、自立支援及び安否確認を行います。	障害者 支援課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(4)-3	地域での生活を支える地域相談支援の充実				
	障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。				
令和7年度 実施状況	○障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進しました。 ・地域相談支援 87件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進します。	障害者 支援課	
5-(4)-4	地域生活支援拠点等の整備				
	障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制や、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援など、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。				
令和7年度 実施状況	○緊急時、一時的に受け入れることができる短期施設を1施設1空床確保しました。 ○令和6年度6月より「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」といった拠点の機能を満たした事業所がグループとなり、モデル的に拠点事業者として活動しています。令和8年3月末時点では、3グループ13事業者が自立支援協議会での事業者意見交換会等を行いながら、地域で活動しています。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き地域生活支援拠点等の機能や役割、関係機関・事業所との連携体制、またモデル実施における具体的な課題の検討や評価については、北九州市障害者自立支援協議会において議論を進めていきます。	精神保健・地域 移行推進課	
5-(4)-5	地域生活における活動支援の充実				
	外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。				
令和7年度 実施状況	○様々な障害特性に応じ、当事者の日常生活における課題解決に寄与するために各事業（視覚障害者生活教室・オストメイト・音声機能訓練・発声訓練）を開催するとともに、障害のある人の地域における自立・社会参加推進のため、社会参加推進センターの運営を実施しました。 ・視覚障害者生活教室：15回開催・293人参加 ・オストメイト社会適応訓練：6回開催・91人参加 ・音声機能障害者発声訓練：46回開催・645人参加 ・発声訓練指導者養成：1回開催・3人参加	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、障害特性を考慮しながら、参加者の社会参加に寄与できるよう、内容の充実に努めます。	障害福祉 企画課	
	○屋外での移動に困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促しました。 ・移動支援 月平均利用者数（R6）446人/月→（R7）499人/月 ○重度訪問介護の対象となる人に、大学等の通学や学校内の活動（排泄や食事等）の支援を行いました。 ・重度障害者大学等進学支援（R6）2人/年→（R7）0人/年 ○多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人への譲渡を検討しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○移動支援 実績としてはひと月あたり約500人が利用しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。 ○大学等進学支援事業 重度障害者の修学については、今後も引き続き一定のニーズがあると考えております。 ○老朽化した施設を民間譲渡先の社会福祉法人が改修する際に必要な財源の確保につなげるため、引き続き国庫補助等に係る動向に注視していきます。	障害者 支援課	
	○障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、市立障害福祉施設の修繕・改修及び備品購入等を行います。また社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の整備を支援しました。 ・障害福祉施設整備 1件		○引き続き、市立施設の修繕等に要する予算の確保に努めていきます。また、社会福祉法人等が障害福祉施設等の整備をする際の国庫補助等に係る動向に注視していきます。		
	○中途視覚障害者緊急生活訓練 ・歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等 （訓練受講者数：延べ116人） ・視覚障害者のつどい （参加者数：延べ426人、実施回数：23回） ・支援者の技術的研修	現状の課題・ 今後の見通し	○中途視覚障害者緊急生活訓練 訓練希望者や相談者のニーズを把握し、個々の状況に応じた訓練等を実施します。	地域リハビリテーション推進課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○ことばと聴こえの相談事業 言語・聴覚障害のある人等、ことばや聴こえに悩みのある方に、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行いました。 ・ことばと聴こえの相談 962件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、相談支援を実施し、必要に応じ医療・教育等の関係機関との連携や言語障害に関する正しい理解の促進にも取り組みます。	地域リハビリテーション推進課
5-(4)-6	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
	精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある人の自立した生活を支援しました。 ・障害者相談支援 7,970件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、障害のある人やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある人の自立した生活を支援します。	障害者支援課
		○精神障害のある人が地域の一員として安心して生活できるよう、精神科医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等が協議する場を設置し、普及啓発のあり方など議論を行いました。 ・北九州市精神保健福祉審議会 2回/年	現状の課題・ 今後の見通し	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を通じ、連携の在り方など議論を進めます。	精神保健・地域移行推進課
5-(4)-7	精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実				
	入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や外来通院時の切れ目のないフォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。				
	令和7年度 実施状況	○ピアサポーターの養成を行うとともに、市民向けの講座や当事者家族、支援者に向けた研修でピアサポーターが体験談を話し、精神障害の理解を深める啓発活動を行いました。 ・ピアサポーター養成講座 3回実施 ・ピアサポーター登録者数 13人 ・ピアサポート活動 7回実施（延べ 190名参加） ○措置入院患者の退院後支援 14件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、ピアサポーターの養成活動や措置入院患者に対する退院後支援を継続して実施します。	精神保健・地域移行推進課
		困難な背景を抱える方からの相談をさまざまな専門職の方が受け生活の支援を図りました。 ・くらしとこころの総合相談会 4回実施	現状の課題・ 今後の見通し	自殺を考えるほど悩まれている方は、複雑・困難な課題を抱え、どこに相談すればよいか分からないことも多いため、支援者同士の連携により、相談会を継続開催します。	精神保健福祉センター
5-(4)-8	精神障害のある人の在宅生活支援体制の充実、整備				
	在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種が連携した訪問支援（アウトリーチ）の充実を図ります。 また、居宅介護などの訪問系サービスや自立生活援助、地域定着支援等のサービス提供体制の整備を図るため、新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行います。				
	令和7年度 実施状況	○在宅サービス利用の状況 ・居宅介護等 (R6) 62,256時間/月(2,235人/月) →(R7) 69,626時間/月(2,313人/月) ・生活介護 (R6) 70,015日→(R7) 67,943日 ・短期入所 (R6) 3,612日→(R7) 3,962日 ○日中一時支援 月平均利用者数(R6) 170人/月→(R7) 227人/月	現状の課題・ 今後の見通し	○居宅介護 実績としては増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えています。 ○日中活動系サービス 令和7年度における生活介護は減少していますが、今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。 利用者数は増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。	障害者支援課
		○精神障害のある人が継続して地域で生活できるよう、アウトリーチの充実を図り、病状が悪化する前に早期に適切な支援に繋ぐ体制を構築するための協議を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、アウトリーチの充実を図るための体制の構築に向けて協議を重ねていきます。	精神保健・地域移行推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(4)-9	精神障害のある人への地域住民による支援の充実				
	精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。				
令和7年度 実施状況	○心のサポーター養成研修や出前講演、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図りました。 ・心のサポーター養成数 271名	現状の課題・ 今後の見通し	○精神障害について理解をいただき、見守り等地域で必要な支援体制を構築していくため、引き続き広く市民に普及啓発を図っていきます。	精神保健・地域移行 推進課	
5-(4)-10	医療的ケア等社会資源の整備促進				
	常時介護を必要とする障害のある人及び障害のある子どもが、自らの意思や意向が尊重されたとうえで身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。				
令和7年度 実施状況	○医療的ケア児レスパイト事業（在宅看護） 利用人数（月平均） 29人 利用日数（月平均） 71日 利用時間数（月平均） 96時間 ○同事業（保育所、学校等を訪問して行う看護） 利用人数（月平均） 8人 利用日数（月平均） 47日 利用時間数（月平均） 40時間 ○医療的ケア児コーディネーター事業 市立総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを1名配置	現状の課題・ 今後の見通し	○医療的ケアが必要な子どもの社会参加やその親の精神的・肉体的な疲労を緩和するために、より一層利用してもらえるよう、制度の周知や利用しやすいシステム構築に努めます。	障害者 支援課	
5-(4)-11	障害福祉施設の整備				
	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。				
令和7年度 実施状況	○市立の障害者施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人などの民間活力を導入し、施設の適切な運営やサービスの向上を図りました。 ○多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人への譲渡を含め、市立障害福祉施設の再整備を検討しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○指定管理者制度で運営している施設については、定期的に評価を行い、サービス向上に努めています。 ○民間事業者への移譲等については、相手方の事情や補助金の活用を考慮しながら検討していきます。	障害者 支援課	
5-(4)-12	触法障害者への支援				
	触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。				
令和7年度 実施状況	○司法関係をはじめとする様々な関係機関との協議や事例を通じて連携を深め、触法障害者が地域で再び犯罪を繰り返さずに生活できるように必要な支援を行う体制を目指しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、関係機関との協議や事例を通じて連携を深め、触法障害者が地域で再び犯罪を繰り返さずに生活できるように必要な支援を行う体制づくりを行います。	障害者 支援課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(4)-13	地域社会の仕組みづくり				
	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。 また、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政とNP0等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組を推進するためのプラットフォーム「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を軸に、NP0等関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化します。				
	令和7年度 実施状況	○障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援に努めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、理解力、生活力等を補うサービスであり、今後もニーズがあると考えています。	障害者 支援課
		北九州市孤独・孤立対策等連携協議会を令和7年8月7日、10月23日に開催し、孤独・孤立対策の取組み紹介や支援者同士のつながりをつくるワークショップを実施した。	現状の課題・ 今後の見通し	引き続き定期的に協議会を実施することで、支援者同士の顔の見える関係性を構築し、支援のネットワーク強化を図る。	地域福祉 推進課
5-(4)-14	発達障害者支援地域協議会の開催				
	発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題や、ライフステージに沿った専門的な支援について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。				
	令和7年度 実施状況	○発達障害のある人が、ライフステージを通じた「切れ目のない」支援のもと、自分らしさを大切にしながら、安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者家族、多職種の支援者からなる「北九州市発達障害者支援地域協議会」を開催し協議しました。 ・会議：2回	現状の課題・ 今後の見通し	○切れ目のない支援の実現に向けて発達障害者支援地域協議会で引き続き協議します。	精神保健・地域 福祉 推進課
5-(4)-15	行動障害等のある人への支援				
	行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。 併せて、障害福祉サービス事業所における対応の理解を深め、受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、事例検討会の実施や行動障害への対応に係る研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。				
	令和7年度 実施状況	○強度行動障害がある人が利用している福祉サービス事業所へ、発達障害者支援センターつばさを中心とした専門家チームによるアウトリーチ支援（コンサルテーション）を行いました。 ・1事業所に対する訪問回数：5回 ○強度行動障害がある人への支援体制を強化するため、福岡県等が実施する「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を受講した方を対象にフォローアップ研修を実施しました。 ・研修回数：3回 ○のぞみの園が実施する「中核的人材養成研修」の受講者を推薦しました。 ・受講者数：3名	現状の課題・ 今後の見通し	○強度行動障害児者への支援体制を強化するため、アウトリーチ支援や研修の開催などを引き続き実施します。	精神保健・地域 福祉 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(5) 障害のある子どもに対する支援の充実					
子どもが健やかに成長するための支援の実現を目指し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。					
5-(5)-1	障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進				
令和7年度 実施状況	障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した切れ目のない効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 また、障害のある子どもの家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、ヤングケアラーを含む子ども等の負担軽減を図る観点から、障害のある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。				
	○障害児施設の運営 市内社会福祉法人による指定管理により、市立障害児施設を適切に管理・運営しています。 ・指定管理の市立障害児施設 4施設 ○障害者相談支援事業 障害のある人やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある人の自立した生活を支援しました。 ・障害者相談支援 7,970件 ○おもちゃライブラリー運営 市内4ヶ所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、相談等を行いました。 ・市内 4箇所、貸出点数 5,689点	現状の課題・ 今後の見通し	○障害児施設の運営 障害児が安心して療育支援を受けることが出来るように、市立障害児施設の円滑な運営・管理について、必要な支援及び指導等を行います。 ○障害者相談支援事業 引き続き、出前相談など丁寧な相談支援により、障害のある人が自立した生活を営むことができるようにします。 ○おもちゃライブラリーの運営 引き続き療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達の支援を継続します。	障害者 支援課	
	家庭や養育環境を整えることで、育児不安を軽減し、児童虐待を予防するため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を、訪問支援員が訪問し、子育てや家事の支援等を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	引き続き、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の支援を行います。	子ども家庭局 子ども総合センター	
5-(5)-2	障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上				
令和7年度 実施状況	障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。 また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。				
	○障害児等療育支援事業のうち、障害児通所施設や保育所・幼稚園・学校等に対し技術支援等を行う3事業の利用実績 施設一般指導事業：56件 施設専門指導事業：69件 専門療育指導事業：651件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き障害児通所施設をはじめ、保育所・幼稚園・学校等への支援を行い、職員の資質向上を図ります。	障害者 支援課	
	○放課後児童クラブの運営体制の充実 障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図りました。また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを推進しました。 ・指導員研修 15回実施 ・巡回カウンセラーの派遣 25クラブ 63回	現状の課題・ 今後の見通し	○指導員研修の充実や、巡回カウンセラーによる各クラブの訪問指導に引き続き取り組み、指導員の資質向上に取り組みます。 ○巡回カウンセラーをクラブに派遣し、配慮を要する児童への対応方法について、指導員へアドバイスを行います。	子ども家庭局 こども若者育成課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(5)-3	障害のある子どもの保育等の利用推進				
	障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。 また、保育所等の利用条件を満たし、かつ集団保育が可能と判定された障害のある子どもについて、同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行い、保育所等での受け入れを推進します。				
令和7年度 実施状況	○障害児保育の充実 通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて集団保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行いました。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもを受け入れました。 ・通常保育 (R7.3) 507人 → (R8.3) 519人 ・一時保育 (R7.3) 1人 → (R8.3) 0人 平成30年4月より今町保育所、平成31年4月より黒崎保育所にて医療的ケア児受入体制を整えています。 ○親子通園事業 直営保育所で、発達が気になる子どもや育児に不安を持つ保護者等を親子で受け入れ、保育所での遊び体験や相談を通じて継続した支援を行いました。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、子どもにとって適切と思われる機関への移行も支援しました。 ・親子通園 23組 (直営保育所 3箇所)	現状の課題・ 今後の見通し	○障害児保育の充実 保育専門職による行動観察を行い、「保育上、特別な支援を要する(発達障害等が疑われる)児童」の保育士加配を認定します。 障害児保育加配保育士については、障害児2名に対し保育士1名または5時間パート保育士2名を任用しています。なお、令和6年度からは障害児1名に対し5時間パート保育士1名を任用できるようにするなど障害児保育の充実を図っています。 併せて、医療的ケア児の受入体制の充実も図っていきます。 ○親子通園事業 親子通園実施3施設の状況について検証していきながら、関係機関との連携を密にし、発達が気になる子どもや育児に不安を持つ保護者等に対して、継続した支援を行います。積極的にPR活動を行い、支援を必要としている親子への情報周知を図ります。	子ども家庭局 こども施設企画課	
5-(5)-4	児童発達支援等の支援体制の充実				
	障害のある子どもに対して、児童発達支援を始め、居宅介護や短期入所(ショートステイ)、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。				
令和7年度 実施状況	○18歳未満の障害福祉サービス等利用実績(月平均利用者数、利用回数) ・居宅介護：53人※ ・短期入所：98人※ ・日中一時支援：107人(484回) ※R7.4～12月の平均利用者数 ○障害児通所サービス利用実績(月平均利用者数、利用時間・日数) ・児童発達支援：2,062人(18,826日) ・放課後等デイサービス：5,243人(57,242日) ・保育所等訪問：144人(199日) ・居宅訪問型児童発達支援：2人(9日) ○障害児等療育支援事業(月平均利用件数) ・訪問療育支援：27件 ・外来療育支援：478件 ○計画相談支援 ・サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成 4,419人	現状の課題・ 今後の見通し	○障害福祉サービス等 いずれのサービスも一定のニーズが見込まれます。引き続き障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の適切な支給決定に努めます。	障害者支援課	
5-(5)-5	在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実				
	障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、専門的な支援の体制を整えた短期入所(ショートステイ)や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。				
令和7年度 実施状況	○18歳未満の障害福祉サービス等利用実績(月平均利用者数、利用回数) ・居宅介護：53人※ ・短期入所：98人※ ・日中一時支援：107人(484回) ※R7.4～12月の平均利用者数	現状の課題・ 今後の見通し	○障害福祉サービス等 いずれのサービスも一定のニーズが見込まれます。引き続き障害福祉サービス等の適切な支給決定に努めます。	障害者支援課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(5)-6	家族への支援体制の充実				
心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるよう、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息（レスパイト）として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。					
令和7年度 実施状況	○ことばと聴こえの相談事業 言語・聴覚障害のある人等、ことばや聴こえに悩みのある方に、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行いました。 ・ことばと聴こえの相談 962件	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、相談支援を実施し、必要に応じ医療・教育等の関係機関との連携や言語障害に関する正しい理解の促進にも取り組みます。	地域りハビリテーション推進課	
	○日中一時支援 月平均利用者数（R6）170人/月→（R7）227人/月	現状の課題・ 今後の見通し	○日中一時支援 利用者は増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。	障害者支援課	
	○乳幼児発達相談指導事業（わいわい子育て相談） 心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援しました。 ・わいわい子育て相談 113回 延べ340人	現状の課題・ 今後の見通し	○発達が気になる乳幼児の早期発見・早期支援のため、関係機関との連携強化を図り、事業を継続して実施することが必要です。	子ども家庭局 子育て支援課	
	○親子通園事業 直営保育所で、発達が気になる子どもや育児に不安を持つ保護者等を親子で受け入れ、保育所での遊び体験や相談を通じて継続した支援を行いました。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、子どもにとって適切と思われる機関への移行も支援しました。 ・親子通園 23組（直営保育所 3箇所）	現状の課題・ 今後の見通し	○親子通園実施3施設の状況について検証していきながら、関係機関との連携を密にし、発達が気になる子どもや育児に不安を持つ保護者等に対して、継続した支援を行います。活発にPR活動を行い、支援を必要としている親子への情報周知を図ります。	子ども家庭局 子ども施設企画課	
(6) 障害福祉を支える人材の育成・支援					
障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援の充実を図るとともに、障害のある人やその家族による当事者活動の促進と質の向上を図ります。					
5-(6)-1	障害のある人を支援する人の支援				
「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人及び障害のある子どもを介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取組を充実します。併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めることで、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。					
令和7年度 実施状況	○障害児及びその家族が主体となって長期休暇中に活動している団体にボランティアを派遣し、障害児の家族の負担を軽減するとともに、活動プログラムを提供しました。 ・活動プログラムの実施回数 5回	現状の課題・ 今後の見通し	○利用者のニーズ、過去の実績を踏まえて活動プログラムを作成します。 ○参加者のアンケートでは、満足度が100%となっており、引き続きボランティアの育成等を踏まえながら事業の内容を検討します。	障害福祉企画課	
	○在宅サービス利用の状況 ・短期入所（R6）3,612人日→（R7）3,962人日 ○日中一時支援 月平均利用者数（R6）170人/月→（R7）227人/月	現状の課題・ 今後の見通し	○短期入所 実績としては増加しており、今後も一定のニーズがあると考えています。引き続き障害福祉サービス等の適切な支給決定に努めます。 ○日中一時支援 利用者は増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えております。	障害者支援課	
	○障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指し、“情報の共有”“具体的な協働”“関係者によるネットワーク”に関する協議の場として『北九州市障害者自立支援協議会』の運営を行いました。 ・自立支援協議会 39回	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、関係機関によるネットワークの構築や地域課題の解決等に向けて話し合う場として、協議会の運営を行っていきます。	精神保健・地域移行推進課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
5-(6)-2	精神障害のある人やその家族同士の分かち合い				
	精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取組を進めます。				
	令和7年度 実施状況	○精神障害のある当事者による当事者会、またその家族による家族会等の事業を実施し、分かち合いの場、情報交換の場などを提供することにより、不安解消に向けた取組を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、不安解消に向けた取組を行います。	精神保健・地域移行 推進課
	令和7年度 実施状況	○うつ病、ひきこもり、依存症についての正しい知識や本人への接し方を学ぶとともに、同じ悩みを持つ家族が出会い語り合うことで、家族自身の孤立感を和らげ健康に過ごせるように下記の家族教室を開催しました。 ・うつ病の家族教室：4回開催/延21名 ・ひきこもり家族教室：7回開催/延20名 ・依存問題で悩む家族のための家族教室：8回開催/延13名 ○ひきこもりの問題に悩む家族や本人、関心をもつ市民が、ひきこもりへの理解を深め、望ましい関わり方について学ぶための「ひきこもりを考える集い」を開催しました。 ・ひきこもりを考える集い：参加者59名	現状の課題・ 今後の見通し	○家族が精神疾患やひきこもりへの理解を深めたり、分かち合うことにより不安解消にができるよう、教室の内容や開催方法等を検討しながら、教室を継続実施します。 ○引き続き、ひきこもりへの理解促進や、家族同士の分かち合いによる不安解消等のため、ひきこもりを考える集いを実施します。	精神保健 福祉センター
5-(6)-3	ペアレントメンターの育成				
	発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。 また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターを養成し、その活動の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○子どもが発達障害かもしれないけど、どうすれば良いかわからないなどの悩みを抱える保護者の方の不安を軽減するため「発達障害に関する相談カフェ」を開催しました。 ・相談カフェ：6回	現状の課題・ 今後の見通し	○「発達障害に関する相談カフェ」を引き続き開催することで、ペアレントメンターの活動の充実や資質向上を図ります。	精神保健・地域移行 推進課
5-(6)-4	ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援				
	障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。 また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人にまちのバリアフリー点検や各種イベントへのボランティア参加を49回企画し、延べ234人の方が参加しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、機を捉えて、障害のある人の社会参加の一環としてボランティアへの積極的な参加を呼びかけます。	障害福祉 企画課
	令和7年度 実施状況	○障害のある人やその家族の相談に同じ障害のある人が応じ、自立した生活に必要な情報提供や、障害受容等に向けて主に精神的なサポートを行いました。 ・ピアカウンセリング 1, 074回 ○障害のある人（障害のある子どもを含む）の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図りました。 ・身体・知的障害者相談員 27人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、ピアカウンセリング事業を通じ、自立した生活に必要な情報提供や、障害受容等に向けて主に精神的なサポートを行います。 ○引き続き、身体・知的障害者相談員を通じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図ります。	障害者 支援課
	令和7年度 実施状況	○各セルフヘルプ・グループ間の交流や、「セルフヘルプフォーラム」開催に向けた話し合いを目的とした「セルフハート会議」を開催しました。 ・セルフハート会議：11回開催/延85人 ○精神障害のある人の回復、社会復帰、社会参加のためのセルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広報・啓発する「セルフヘルプフォーラム」を開催しました。 ・セルフヘルプフォーラム：1回開催/参加者120人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、当事者の主体性が尊重される活動となるよう支援するとともに、広報・啓発活動を協力して実施します。	精神保健 福祉センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野 6. 保健・医療の推進					
分野目標	障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。 また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。 加えて、入院中の精神障害のある人の早期退院及び地域を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進め、地域への円滑な移行・定着が進むよう切れ目のない退院後の支援に関する取組を行います。				
番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(1) 精神保健・医療の適切な提供等					
社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、年々増加するうつ病等のストレス性疾患等に対応するため、こころの健康の推進に努めます。					
6-(1)-1	市民のこころの健康づくり				
	学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。				
令和7年度 実施状況	○出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	精神保健・地域移行推進課	
6-(1)-2	精神科医療体制の充実				
	精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。 また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するとともに、入院中の精神障害のある人の権利擁護に関する取組を推進し、精神科救急医療体制の充実を図ります。				
令和7年度 実施状況	○福岡県、福岡市と共に福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介するなど、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行いました。 ○夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や、家族等の不安を軽減することで、地域生活を支援しました。 ・相談件数 2,633件	現状の課題・ 今後の見通し	○精神科救急患者の受け入れのための空床確保や医師の確保をより強化する必要があります。 また、市民からの相談については、引き続き適切な助言を行うとともに、対象者が十分に活用できるよう効果的な周知に努める必要があります。	精神保健・地域移行推進課	
	○かかりつけ医に対し、アルコール依存症等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携方法等を習得するための研修を実施しました。 ・かかりつけ医等心の健康対応力向上研修：参加者63名	現状の課題・ 今後の見通し	アルコール依存症やうつ病の症状がある人が最初に受診するのはかかりつけ医であることが多いため、今後もかかりつけ医や産業医を対象とした研修は必要と考えます。 今後も、市医師会との共催による実施方法を検討していきます。	精神保健福祉センター	
6-(1)-3	精神疾患の予防と早期発見・早期対応				
	精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。				
令和7年度 実施状況	○うつやアルコール等依存症の問題、メンタルヘルスについて、正しい知識や対応等の普及啓発のため、様々な機関からの依頼に基づき、出前講演を実施しました。 ・出前講演：38回/参加者約1,580人 ○市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行いました。 また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材（ゲートキーパー）を育成しました。 73回（3,057名）	現状の課題・ 今後の見通し	○うつやアルコールの問題に、より多くの人に関心をもってもらうことで、精神疾患の予防や早期発見に繋がるよう、引き続き出前講演を実施します。 ○自殺に関する正しい知識を持ち、困っている人を専門家へ繋ぐことができるゲートキーパーを養成することで、地域に自殺予防の取り組みを波及させていく必要があります。	精神保健福祉センター	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
6-(1)-4	精神障害のある人を支える人材の育成				
	精神障害のある人の地域移行の取組等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○精神科病院、精神科・心療内科クリニック、区役所、障害福祉サービス事業所向けに研修を実施しました。 地域移行研修 1回	現状の課題・ 今後の見通し	○地域移行に携わる医療・福祉・行政の支援者が、研修などの機会を通し顔の見える関係を築き、連携を強化していく必要があります。	精神保健・地域 移行 推進課
6-(1)-5	精神医療審査会等の適正な運営				
	精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会の適切な運営に努めます。 また、精神科病院の適正な運営を確保することを目的に、精神科病院に対して実地指導を行います。				
	令和7年度 実施状況	精神保健福祉法に基づき、下記の事業を実施しました。 ○措置入院者医療費等公費負担の状況 ・公費負担 42人 29,765,933円 ○精神科病院実地指導等により精神科医療適正化を行いました。 ・精神科病院実地指導 18病院 ○精神保健福祉相談 ・相談 16,848件	現状の課題・ 今後の見通し	○精神科病院等と連携を図りながら精神科医療の適正化を図りつつ、精神保健福祉相談体制を継続することにより市民のこころの健康の増進を目指していきます。	精神保健・地域 移行 推進課
		法改正に伴い、書類審査の件数が増加したため、令和6年10月から第3部会を追加し、2部会制から3部会制に変更しました。 精神医療審査会：36回実施	現状の課題・ 今後の見通し	これからも、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について審査を行います。	精神保健福祉センター
6-(1)-6	精神障害者支援地域協議会の開催				
	地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するために、地域の関係者による協議の場を設けます。				
	令和7年度 実施状況	○精神障害者支援地域協議会を開催し、措置入院の適正な運用の在り方等を検討しました。 ・協議会（会議） 1回開催	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も、精神科医療機関、警察、消防、行政等の地域の関係機関で定期的に協議を行い、情報の共有等を図りながら、措置入院の適切な運用に努めます。	精神保健・地域 移行 推進課
(2) 保健・医療の充実等					
高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。					
6-(2)-1	地域のかかりつけ医等の普及				
	様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会等の協力を得てかかりつけ医の普及啓発を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○在宅医療を提供している市内の医療機関等を検索できる「きたきゅう在宅医療情報ナビ」の更新や、在宅医療・かかりつけ医の普及啓発を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○「きたきゅう在宅医療情報ナビ」や在宅医療・かかりつけ医等に関する広報等を実施し、今後も普及啓発を継続して実施します。	地域医療課
		○身近な地域で、日常的な歯科診療や歯科保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な専門医等を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及啓発を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人が身近な地域で歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上を図ることができるよう、引き続き、「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行います。	健康推進課
○市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師を持つことのメリット、医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品について周知するため、例年「くすりのセミナー」を実施しています。令和7年度は10回実施し、171名が参加しました。		現状の課題・ 今後の見通し	○医薬品の重複投与や相互作用による副作用、誤飲や不適切な使用による事故が依然としてなくなることから、引き続きセミナーを通じて、市民にかかりつけ薬剤師（薬局）の有用性について周知・浸透を図り、医薬品の適正かつ有効な使用方法について啓発していきます。	医務薬務課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
6-(2)-2	市立総合療育センターの機能充実とかかりつけ医の連携推進				
	障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。				
	令和7年度 実施状況	○本市における障害のある人や子どもの療育及び医療の中核施設である総合療育センターの再整備後（平成30年11月1日リニューアルオープン）の効率的な運営体制確立に取り組みしました。 ○発達障害のある子どもの早期発見・早期支援に向けて、療育センターやかかりつけ医、多職種連携による切れ目のない支援体制について検討しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある子どもに対する療育のさらなる充実を図っていきます。	障害者 支援課
		○発達障害者支援センター「つばさ」にて、相談者の受診に同行するなど、寄り添った支援を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○相談者の不安を軽減するため引き続き寄り添った支援に努めます。	精神保健・地域 移行 推進課
6-(2)-3	医療的ケアが必要な子どもの支援の推進				
	医療的ケアが必要な子ども及びその家族を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置して、相談対応等を行うとともに、家族の負担軽減（レスパイト）のためのレスパイト事業を実施します。また、医療的ケアが必要な子どもがライフステージに応じた適切な支援を受けられるように、北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、保健・医療・福祉・学校・保育等の関係機関が連携を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもだけでなく、成人期に移行した後も受け入れることのできる社会資源の確保に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○医療的ケア児レスパイト事業（在宅看護） 利用人数（月平均） 29人 利用日数（月平均） 71日 利用時間数（月平均） 96時間 ○同事業（保育所、学校等を訪問して行う看護） 利用人数（月平均） 8人 利用日数（月平均） 47日 利用時間数（月平均） 40時間 ○医療的ケア児コーディネーター事業 市立総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを1名配置 ○北九州地域医療的ケア児支援協議会 生活支援部会を2回、医療支援部会を1回開催	現状の課題・ 今後の見通し	○医療的ケアが必要な子どもの社会参加やその親の精神的・肉体的な疲労を緩和するために、より一層利用してもらえるよう、制度の周知や利用しやすいシステム構築に努めます。 ○引き続き医療的ケア児コーディネーターによる相談業務等を実施し、必要に応じ、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、サービスの紹介や関係機関へのつなぎ等を行います。 ○北九州地域医療的ケア児支援協議会を開催し、医療的ケア児及びその家族を支援するために関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。	障害者 支援課
6-(2)-4	口腔の健康の保持と増進				
	北九州市歯科医師会や市立総合療育センター等と連携し、障害のある人が歯科検診や歯科治療を受けることができるよう、歯科医療機関等の情報提供を行います。 また、歯科疾患の予防等について、様々な機会を通じて普及啓発を行い、口腔の健康の保持・増進を図ります				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人が、歯科検診、歯科治療を安心して受診していただけるように、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携しました。 1歳6か月児歯科検診 8件 3歳児歯科検診 48件	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人が、歯科検診、歯科治療を安心して受診していただけるように、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と引き続き連携していきます。	健康推進 課
6-(2)-5	医療費助成の普及				
	障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、重度障害者医療、特定医療（指定難病）等の医療費の助成を行います。 また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○自立支援医療（更生医療）の給付 ・更生医療 件数：60,478件 給付費：2,094,955,527円	現状の課題・ 今後の見通し	○自立支援医療（更生医療） 今後も適正な給付を行うための審査体制構築に努めます。	障害者 支援課
	令和7年度 実施状況	○自立支援医療（精神通院医療）の給付 件数：403,549件 給付費：3,588,649,550円	現状の課題・ 今後の見通し	○自立支援医療（精神通院医療） 今後も適正な給付を行うための審査体制構築に努めます。	精神保健・地域 移行 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○自立支援医療（育成医療）の給付 ・育成医療 36人 6,160,602円	現状の課題・ 今後の見通し	○公費助成を行うことで、身体障害児の重症化を抑制するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るために、事業を継続して実施します。	子ども家庭局 子育て支援課
(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保					
保健・医療に従事する人材の育成・確保とともに、障害や障害のある人に関する正しい知識の普及を図るなど、資質の向上に努めます。					
6-(3)-1	保健・医療を支える職員の資質向上				
	障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、区役所の職員等への研修などを通じ、職員の資質の向上を図るとともに、保健・医療・障害福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○精神保健福祉に関わる支援者向けに研修を実施し、支援者の資質の向上を図りました。 ・精神保健福祉基礎研修：参加者30名 ・精神保健福祉実務者研修：参加者41名	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も研修内容等を見直ししながら、継続して研修を実施することで、支援者の質の向上に努めます。	精神保健福祉センター
6-(3)-2	医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの知識の普及				
	障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、障害に係る医学的な知識の他、障害福祉制度、合理的配慮等の知識の周知を図ります。 また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師を対象として、身体障害者診断書・意見書の記入内容の解説や、最新情報の提供を行い、障害程度の認定に関する技術の向上を図りました。 ・15条指定医研修 1回実施（参加者 28名）	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、15条指定医師に対して必要な知識・技術の向上、認定基準の改正などについて周知を図るための研修を実施していきます。	地域リハビリテーション推進課
6-(3)-3	保健・医療等関係者の地域ネットワークづくりや人材育成				
	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術を学べる研修会等の実施及び関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。				
	令和7年度 実施状況	○精神保健福祉に関わる支援者向けに研修を実施し、支援者の資質の向上を図りました。 ・精神保健福祉基礎研修：参加者30名 ・精神保健福祉実務者研修：参加者41名	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も研修内容等を見直ししながら、継続して研修を実施することで、支援者の質の向上に努めます。	精神保健福祉センター
		○障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成など、地域リハビリテーションの推進に取り組みました。 ・地域リハビリテーションケース会議 1回開催（参加者202名）	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、支援技術の向上など参加者の人材育成につながるような研修会を開催するとともに、身近な地域でリハビリテーションに関する相談・支援が受けられる体制整備に取り組みます。	地域リハビリテーション推進課
(4) 難病に関する保健・医療施策の推進					
難病患者の在宅療養上の適切な支援を行うとともに、安定した療養生活に資する取組を進めます。					
6-(4)-1	難病患者の医療費助成等				
	難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。				
	令和7年度 実施状況	○特定医療費（指定難病）の支給状況 ・特定医療（指定難病） 9,700人 2,489,436,095円	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き特定医療費（指定難病）の申請受付から認定までを、迅速かつ適正に行うとともに、特定医療費（指定難病）の支給を確実にしています。	疾病対策課
		○小児慢性特定疾病医療費の支給状況 ・小児慢性特定疾病医療 676人 220,206,688円	現状の課題・ 今後の見通し	○公費助成を行うことで、患児の重症化を抑制するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るために、事業を継続して実施します。	子ども家庭局 子育て支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
6-(4)-2	難病患者等の在宅療養の支援推進				
	小児慢性特定疾病児童等を含めた難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○難病サービスガイドやホームページ等により、医療費助成制度や福祉サービスをはじめ、医療講演会などの情報提供を行いました。 ・難病サービスガイド（令和7年9月改訂版）の配布	現状の課題・ 今後の見通し	○難病患者等が、簡単に必要な情報の取得ができるよう、引き続き情報提供を行っていきます。	疾病対策課
		○難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者へ社会資源や患者会について情報提供を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き難病患者・家族等の支援の充実に努めます。	疾病対策課
○小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を行いました。 ・小児慢性特定疾病児童等に関する相談支援 132件		現状の課題・ 今後の見通し	○相談支援を行うことで、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、患児の健全育成及び自立促進を図るために、事業を継続して実施します。	子ども家庭局 子育て支援課	
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見					
治療を必要とする子どもの早期発見につなげる取組を進めるなど、障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見や健康保持・増進の推進を図ります。					
6-(5)-1	各種健康診断の普及と関係機関の連携推進				
	妊産婦・乳幼児に対する健診及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。 また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・障害福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。				
	令和7年度 実施状況	○妊産婦歯科健診や乳幼児歯科健診、歯周病検診等を実施するとともに、歯科健診等の重要性について普及啓発に取り組み、受診促進を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○早産や低体重児出産、脳血管疾患等と関連のある歯周病の予防や、適切な口腔機能の獲得・維持・向上を図るため、引き続き、関係機関と連携し、歯科健診等の受診促進を行います。	健康推進課
○聴覚の障害を早期に発見し、早い段階で適切な措置が講じられるようにするため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成しました。また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行いました。 新生児聴覚検査実施率 93.6%		現状の課題・ 今後の見通し	○聴覚障害の早期発見・早期療育のため、事業を継続して実施します。	子ども家庭局 子育て支援課	
6-(5)-2	周産期医療体制の充実				
	周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○全国的に不足が生じている産婦人科、小児科医師の確保のため、医師会が主催する後期臨床研修や周産期医療に関する研修等への補助を実施しました。 ○周産期医療体制については、市内の産科連携体制、産婦人科のある医療機関に関する情報を掲載したチラシを作成し、医療機関や区役所に設置、周知を依頼しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○産婦人科・小児科医師の確保については、医師確保策として一定の成果は上げており、今後も市医師会と連携しながら、研修等への支援を行います。	地域医療課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
6-(5)-3	地域・在宅での医療の提供体制の充実				
	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○身近な地域で、日常的な歯科診療や歯科保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な専門医等を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及啓発を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人が身近な地域で歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上を図ることができるよう、引き続き、「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行います。	健康推進課
		○市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師を持つことのメリット、医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品について周知するため、例年「くすりのセミナー」を実施しています。令和7年度は10回実施し、171名が参加しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○医薬品の重複投与や相互作用による副作用、誤飲や不適切な使用による事故が依然としてなくなることから、引き続きセミナーを通じて、市民にかかりつけ薬剤師（薬局）の有用性について周知・浸透を図り、医薬品の適正かつ有効な使用方法について啓発していきます。	医務薬務課
		○夜間・休日における救急医療体制の維持・確保のため、急患センターの運営、テレフォンセンターにおける病院の紹介、協力病院による初期救急体制等の整備を実施しました。 ○在宅医療・介護連携支援センターによる在宅医療に関する相談支援、多職種情報共有ツール（病院窓口ガイド）作成、医療・介護連携ルールやとびうめ@きたきゅう利用の普及・啓発を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○救急医療体制の維持・確保については、各病院の医師、医療スタッフの負担軽減に資する体制確保や財政的支援を今後も継続して実施します。 ○かかりつけ医を中心とした多職種連携の推進や、情報共有ツール・ルール作成等とともに、市民に対する在宅医療やかかりつけ医等についての普及啓発を今後も継続して実施します。	地域医療課
6-(5)-4	北九州市健康づくり推進プランの普及				
	「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。				
	令和7年度 実施状況	○がんや糖尿病などの生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防を図るため、「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、がん検診等の各種健康診査及び受診促進事業を実施しました。 ○有識者や市民等で構成する「北九州市健康づくり推進会議」を開催し、第三次北九州市健康づくり推進プランの進捗状況の確認、健康づくり施策についての意見交換を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○プランの各指標達成のため、関連事業の実施はもとより、地域、行政、企業などのあらゆる主体が一体となって健康づくりに取り組み、市民一人ひとりの自律的・主体的な健康づくり活動を支援し、健康寿命延伸を目指します。 ○第三次北九州市健康づくり推進プランに基づき、がん検診等の各種健康診査及び受診促進事業を実施します。	健康推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野7. 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）					
分野目標	障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。 また、高等教育を含む学校教育における障害のある子どもに対する支援を推進するため、障害のある子どもに対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。 さらに、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。				
番号	基 本 的 な 施 策				所管課
（１） インクルーシブ教育システムの推進					
合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある子どもと他の子どもが、交流や共同学習等を通じて、共に育ち合う取組を進めます。					
7-(1)-1	多様な学びの場の整備				
	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めます。 また、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。				
	令和7年度 実施状況	○児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行いました。 （令和7年5月1日現在） ・特別支援学校 8校 ・特別支援学級 444学級 ・特別支援教室 190教室	現状の課題・ 今後の見通し	○地域格差の解消や、ニーズに応じた小・中学校への特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、病弱・身体虚弱）の計画的な設置を関係各課と連携しながら進めていきます。 ○通常の学級に在籍する発達障害などの児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校で特別な指導が受けられる特別支援教室の充実を図ります。（令和3年度より小学校、令和5年度より中学校で全面实施）	教育委員会 特別支援教育課、施設課、学事課、教職員課
7-(1)-2	医療・保健・福祉等の関係機関との連携				
	「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。 また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことによって、より一層の特別支援教育の充実に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センター及び関係機関が、それぞれの機能を活かした相談支援を積極的に行いました。また、関係機関と連携した相談支援を進めました。 ・相談支援 3,266件	現状の課題・ 今後の見通し	○保健福祉局、子ども家庭局等関連部局との情報共有を図り、障害のある子どもに対する支援体制の在り方について協議を行っていきます。	教育委員会 特別支援教育相談センター
7-(1)-3	障害のある子どもの就学先の決定				
	障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育委員会が保護者と建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。 また、障害のある子どもたちの発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、本人・保護者に十分に説明します。				
	令和7年度 実施状況	○子どもの障害の状態や特性を理解し、本人や保護者の意見の聴取を行う就学先決定の仕組みを整えました。また、就学先等の変更について本人・保護者が相談できる、就学相談会を実施しました。 ・就学相談 1,514件	現状の課題・ 今後の見通し	○関係機関と連携した相談支援を進めます。保健福祉局、子ども家庭局等関連部局との情報共有を図り、障害のある子どもに対する支援体制の在り方について協議を行うなど、連携を図ります。 ○分かりやすい相談窓口の提示に向け、ホームページ上での情報提供を行います。	教育委員会 特別支援教育相談センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(1)-4	障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供				
	障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮します。そして、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話を行い、合意形成を図った上で、個別的教育支援計画へ明記します。 また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別の就学相談等での面談と広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。				
	令和7年度 実施状況	○教職員や保護者に対して障害のある子どもへの合理的配慮の提供に対する助言を行うとともに、個別的教育支援計画の作成を支援しました。 ・個別的教育支援計画 3,688人 (合理的配慮の明記 100%)	現状の課題・ 今後の見通し	○個別的教育支援計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図り、計画の策定・活用により切れ目のない一貫した支援を推進します。	教育委員会 特別支援 教育課、 特別支援 教育相談 センター
7-(1)-5	校内支援体制の構築				
	校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）を中心とした校内支援体制を構築します。 また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、全ての学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。				
	令和7年度 実施状況	○小・中学校等は特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに適切な指導や支援を行いました。 ・特別支援教育コーディネーター 502人	現状の課題・ 今後の見通し	○特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向け、研修内容の専門性や実践性の充実に努めるとともに、特別支援教育相談センターの専門相談員の活用の拡大を図ります。 ○特別支援教育コーディネーターの複数配置により、校内でのOJTを推進し、切れ目のない支援を行います。	教育委員会 教職員 課、特別 支援教育 課
7-(1)-6	心身の発達が気になる子どもへの関わり				
	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取組を強化します。 また、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果や入学後の子どもの状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○特別な支援が必要又は、その可能性がある幼児、その保護者、教職員に対する早期教育相談や早期巡回相談を実施し、関係機関との連携を図りながら適切な指導・支援についての助言を行いました。 ・早期教育相談/早期巡回相談 457回	現状の課題・ 今後の見通し	○複数回の訪問を設定し、対象幼児の行動観察を行うとともに、特別支援教育コーディネーター等の支援者が園（所）内で活躍できるような具体的な指導助言を行うことで、幼稚園・保育所（園）の相談支援体制整備に努めます。	教育委員会 特別支援 教育相談 センター
7-(1)-7	個別的教育支援計画に基づく支援				
	障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別的教育支援計画を作成するとともに、個別的教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。 また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。 さらに、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。				
	令和7年度 実施状況	○小・中学校に対して個別的教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の就労先に適切に引継がれるよう周知を図りました。 ・特別支援教育コーディネーター連絡会議 年間3回	現状の課題・ 今後の見通し	○個別的教育支援計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図り、計画の策定・活用により、切れ目のない一貫した支援を推進します。	教育委員会 特別支援 教育課
		○早期教育相談、巡回相談、教育相談等の場を通じて、障害のある子どもに対して必要な支援を一貫して行うための個別的教育支援計画について周知し、その作成に際して適切な助言を行いました。 ・早期教育相談/早期巡回相談/教育相談/巡回相談 1,913回 ・個別教育支援計画作成助言 128件 ○特別な支援が必要な幼児児童の情報について、小学校、特別支援学校入学時における相互の連絡体制、情報共有機能を強化しました。 ・相談支援体制整備 64校	現状の課題・ 今後の見通し	○小学校入学後も継続的な支援の必要性を伝え、個別的教育支援計画の作成を保護者と学校、幼稚園・保育所（園）に促していくとともに、確実な引継ぎを支援します。 ○特別支援教育相談センターのホームページに、「北九州市の特別支援教育について」と「北九州市の就学相談について」の動画を掲載して情報発信を行っています。動画の内容は、必要に応じて加除修正等の検討をする。	教育委員会 特別支援 教育相談 センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(1)-8	子どもたちに対する支援の検討会議の開催				
	本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別的教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は、必要に応じて、校内支援委員会を中心とした子どもの支援に関する検討会議を開催し、個別的教育支援計画に基づく関係機関との連携や支援の充実を図りました。 ・全小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が校内支援委員会を設置 ○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の管理職に、校内支援委員会の状況等について、協議を通して情報を共有する場を設定し、各学校の仕組みや好事例等を自校の取組の参考にしてもらうことを通して、校内支援委員会の充実を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○保健福祉局、子ども家庭局等関連部局との情報共有を図り、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の在り方について協議を行います。 ○早期からの特別支援教育の重要性と継続的な支援の必要性を伝え、個別的教育支援計画の作成を保護者や保育所（園）に促していくとともに、確実な引継ぎを支援します。	教育委員会 特別支援教育課
(2) 教育環境の整備					
障害のある子どもが安全かつ円滑な学校生活を送ることができるよう、施設や設備の整備のほか、時代の流れ等に応じた教育環境の整備に取り組みます。					
7-(2)-1	教育環境の維持改善				
	市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。				
	令和7年度 実施状況	児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○地域格差の解消や知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、病弱・身体虚弱のニーズに応じた小・中学校への特別支援学級の計画的な設置を関係各課と連携しながら進めていきます。 ○通常の学級に在籍する発達障害などの児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校で特別な指導が受けられる特別支援教室の充実を図ります。（令和3年度から小学校、令和5年度から中学校で全面实施）	教育委員会 特別支援教育課、施設課、学事課、教職員課
		○就労先の職種の変化に対応するため、作業教室の整備と就労支援の充実（北九州中央高等学園）と、一般就労に関するノウハウ等の共有（小倉北特別支援学校、北九州中央高等学園）を目的とし、教育課程の整備や新築移転を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○小倉北特別支援学校は令和8年1月に、北九州中央高等学園は令和8年4月に移転し、同じ敷地内で教育活動を進めています。 ○連絡会議等で、各校や各課と連携し教育環境の整備に取り組んでいきます。	教育委員会 特別支援教育課
7-(2)-2	幼稚園、保育所（園）、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進				
	特別支援学校が有する地域における特別支援教育のセンター的機能としての充実を図り、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力向上を目指します。 また、専門機関との連携を強化し、幼稚園、保育所（園）、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○センター的機能の代表校である特別支援学校2校を中心に、他の特別支援学校や関係機関と連携して相談や研修会を実施して、地域の園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進を図りました。 ・訪問相談 459件 ・特別支援学校のセンター的機能研修会 6回開催 ○特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園、保育所、小・中学校に訪問して、障害のある子どもへの指導や支援について助言を行う訪問相談を実施しました。 ・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター 18人 ・訪問相談、来校相談 459件 ○特別支援学校のセンター的機能と特別支援教育相談センターの教育相談、巡回相談での情報共有を図り、継続的に支援を行うことで、通常の学校における支援体制の推進を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○特別支援教室の整備に伴い、特別支援学校のセンター的機能と特別支援教育相談センターが関わる相談事案等を学校と情報共有しながら支援を推進します。 ○幼稚園、保育所、小・中・高等学校の教育的ニーズに応じ、特別支援学校のセンター的機能と特別支援教育相談センターが連携して相談業務を行うことで、全市的な相談支援体制の整備を推進します。	教育委員会 特別支援教育課 教育委員会 特別支援教育相談センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(2)-3	教員の専門性の向上				
	北九州市教育委員会が策定する「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に、「特別支援教育」を位置づけ、教員の資質能力や専門性の向上を図る研修を実施します。 全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）等を対象に実践的な研修を実施します。 また、教育的ニーズに応じた特別支援教育学習支援員や特別支援教育学習介助員、看護師等の配置について検討を行います。 さらに、必要に応じて理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○教職員の特別支援教育に関わる専門性や指導力の向上を図ります。特別な支援を要する児童生徒に専門的な見地から適切な指導ができる教職員を育成しました。 ・北九州市教育支援委員会判定専門部会 2回実施 ・特別支援学校のセンター的機能研修会 6回 ・特別支援教育コーディネーター連絡会議 3回 ・特別支援学級新担当者研修会 1回 ・特別支援学級担当者研修会 6回 ・外部専門家派遣 54回 ・特別支援新担当研修 2回 ・特別支援教育研修 7回	現状の課題・ 今後の見通し	○幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズの多様化に対応するために、教育センターとこれまで以上に連携しながら、より専門性の高い実践的な研修の充実を図っていきます。	教育委員会 特別支援教育課、 教育センター、 特別支援教育相談センター
7-(2)-4	講師の配置による指導・支援の充実				
	在籍児童生徒数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を発揮できるような環境を整えます。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある子どもへの適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を図りました。 ・特別支援学級補助講師 25人 ・特別支援教育学習支援員 64人 ・特別支援教育介助員 22人 ○特別支援教育コーディネーターの複数配置を推進しました。 複数配置 98%	現状の課題・ 今後の見通し	○教育的ニーズに応じた人材の確保と活用に努めるとともに、実践的で専門性の高い研修を充実させることで相談機関等の効果的な活用の仕方や校内支援体制の充実に努めます。 ○各校・園でコーディネーターの複数配置を進め、経験年数の長いコーディネーターが若年のコーディネーターとペアを組んで校内での引継ぎを確実にするなど、校内支援体制の充実を図ります。	教育委員会 教職員課、特別支援教育課
7-(2)-5	市立特別支援教育相談センターの専門的な支援				
	市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。 また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。				
	令和7年度 実施状況	○特別な支援を必要とする子どもやその保護者、学校・園に対して、関係機関と連携を図りながら就学相談・巡回相談・早期相談・教育相談を実施し、適切な指導や支援について専門的な助言や支援を行いました。 ・就学相談 1,514人 ・通級相談 814人 ・巡回相談 63人 ・早期相談 266人 ・教育相談 609人	現状の課題・ 今後の見通し	○関係部局等との連携のもと、各相談事業において保護者に十分な情報を提供していきます。特に、就学先決定においては、障害のある子どもの適切な就学とその後の支援に向けて就学相談後の支援を含めた迅速、丁寧な相談を行います。 ○措置の迅速化に向けて、電子申請システムによる相談申込みを実施します。	教育委員会 特別支援教育相談センター
7-(2)-6	障害のない子どもとの交流及び共同学習				
	市立小・中学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の充実を図ります。 また、教員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう研修会等を実施し、教員の専門性を高めます。				
	令和7年度 実施状況	○特別支援学級担当者及び管理職に対し研修を実施し、交流及び共同学習の意義や、児童生徒が安心して交流学級で学ぶための留意点等について周知を図りました。また、交流及び共同学習の実態調査を行い、各学校に好事例を紹介したり、必要に応じて助言を行ったりしました。 ○教職員が人権尊重の理念を認識し、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図り、自他の人権を守ろうとする態度や実践力の育成を図ることを目的とした研修を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も各種研修や学校訪問を通じて、交流及び共同学習の在り方について周知を図ります。 ○全教職員が人権意識を常に持ち続ける必要があるため、「人権教育」という名称の研修にかかわらず、あらゆる研修で人権的視点を持つことができるように研修を企画します。さらには、教育委員会事務局が主催する研修にかかわらず、校内研修も充実させていきます。	教育委員会 特別支援教育課、 教育センター

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(2)-7	指導方法に関する調査・研究の推進				
	障害のある子どもに対する指導方法等に関する小・中・特別支援学校等の研究の推進を図るための指導・助言に努めるとともに、研究成果の普及を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○学校訪問や研修会を行い、障害のある子どもの教育課程の編成や適切な指導・支援について、教職員に対して指導助言を実施しました。 ・教育課程研修会 参集研修を実施 ・特別支援学校指導回数 135回 ・小・中学校指導回数 354回	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も指導主事による学校訪問等を通じて、教育課程の編成や適切な指導・支援を継続していきます。	教育委員会 特別支援 教育課
7-(2)-8	情報通信技術の活用				
	障害のある子どもの教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、学習アプリ等の活用を促進します。 また、ICTを活用した分かりやすい授業モデルや、教員がICTを活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を図ります。 さらに、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○令和3年度～令和4年度にICT教育研究としてまとめた「ICT実践事例集」を北九州市教職員限定サイト「kitaQせんせいチャンネル」に掲載するとともに、研修や学校訪問の際に周知を図りました。 ○授業等で活用できるアプリケーションについて、教育情報化推進課と連携しながら、各学校に情報提供し、活用の促進を図ることができました。 ○ICT機器の活用による効果的な授業について研究を行うとともに、操作や活用方法について、教職員に周知を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○ICTの有効な活用方法や実践事例などについての周知と活用の促進を図ります。 ○指導方法や実践事例などについて周知を図ります。	教育委員会 学校教育課、特別 支援教育課、事業 調整課
7-(2)-9	視聴覚教材を含む電子出版の活用と普及				
	教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○子どもの実態や教育課程に応じた教科用図書が適切に採択され、効果的な活用が図られるよう、研修会等を通じて周知を図ります。また、音声教材の情報提供については学校訪問時にも行いました。小・中・特別支援学校80校・397名が申請をし、活用しました。 ・教科用図書研修会（資料配付） ・音声教材等の情報提供（資料配付）（音声教材の教育センターでの常時視聴実施）	現状の課題・ 今後の見通し	○今後とも、教科用図書の適切な採択と活用に関する研修を継続します。また、教育センターにおいて、音声教材を常時視聴可能とすることなどにより、児童生徒の読書活動の推進を図るなど、情報提供を積極的に行います。	教育委員会 特別支援 教育課
7-(2)-10	高等学校への就学の促進				
	障害のある子どもの高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる者については、「個別的教育支援計画」等に基づき、合理的な配慮の充実に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○中学校に対して個別的教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の就学先に適切に引継がれるよう周知を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○校長会、特別支援学級の担当者会議、コーディネーター連絡会議等で、確実に必要な情報の周知を図っていきます。	教育委員会 特別支援 教育課
7-(2)-11	重度障害者大学等進学支援事業の利用促進				
	重度の障害のある人（重度訪問介護利用者など）が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、大学等での修学を支援します。				
	令和7年度 実施状況	○重度訪問介護の対象となる人に、大学等の通学や学校内の活動（排泄や食事等）の支援を行いました。 ・重度障害者大学等進学支援（R6）2人/年→（R7）0人/年	現状の課題・ 今後の見通し	○大学等進学支援事業 重度障害者の修学については、今後も引き続き一定のニーズがあると考えております。	障害者 支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(2)-12	文化芸術に接する機会の確保				
	『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。				
	令和7年度 実施状況	○校内における交流及び共同学習や、地域校交流、学校間交流などを通して、絵画作品の共同制作や演奏などの芸術活動に共に取り組む機会の確保に努めました。 ○作品展や発表会等の機会を通じて、相互理解の促進を図るとともに、取組に対する理解を一層推進するため、学校や家庭等への情報発信を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある子どもが、障害のない子どもや様々な年齢層の地域の方々との交流を通じて、文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、個性や多様性を尊重する意識を育てることができるよう努めています。 ○市民に向けた理解・啓発を一層充実させるために、インターネットや広報誌等を活用し、取組の意義や活動の様子を具体的に発信していくように努めています。	教育委員会 特別支援 教育課
(3) 高等教育における支援の推進					
高等教育における障害のある学生に対する支援を推進するため、市が設置する大学において適切な支援を行うことができる環境の整備に努めます。					
7-(3)-1	障害のある学生の修学環境の整備				
	市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○大学入口（青嵐門）のスロープに車いす等でも安全に通行できるよう押しチャリ（自転車を下りて通行）の掲示を行いました。 ○本館エレベーターに優先利用を呼びかけるポスターを掲示し、利用マナー向上に努めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある学生も不自由なく学生生活を送ることができる施設整備に今後も取組めます。	政策局 総務課 （北九州 市立大 学）
7-(3)-2	障害のある学生への修学支援の整備推進				
	障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や、支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある学生からの、障害に起因する修学支援等の依頼に応じて、本人との面談等を通してニーズを確認し、可能な限り合理的配慮を行いました。 ・ 障害学生支援（修学支援相談） 86人 ○オープンキャンパスにおいて、本学への進学を検討している障害のある学生に対し、修学支援や配慮の基本方針及び対応状況について説明を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○学生の状態に変化が見られたときには、支障なく授業に参加できるよう支援内容を見直し、速やかに対応を行います。 ○本学への進学を希望する障害のある学生が、大学生活への不安を払拭できるよう、引き続き学生及び保護者への支援状況の丁寧な説明に努めます。	政策局 総務課 （北九州 市立大 学）
7-(3)-3	学内の修学支援担当と他部署、関連機関、企業等との連携				
	市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある学生からの就職支援の依頼に応じて、ハローワークや就労移行支援事業を行う機関等と連携し、支援を行いました。 ・ キャリアセンターにおける就職支援 14人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、ハローワークや就労移行支援事業を行う機関等と連携しつつ、障害のある学生向けの就職関連ホームページを充実させるなど、学生が希望する職種・業界の情報を得るよう努め、支援を行います。	政策局 総務課 （北九州 市立大 学）

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(3)-4	教職員に対する研修等の充実				
	市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある学生の支援や障害・疾病・健康に関する理解を深めるため、全教職員を対象に、「生きづらさを抱える学生とどう向き合うか～アディクション（依存症）という視点で考えてみる～」を開催しました。（教職員433名参加）	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある学生の支援や障害・疾病・健康に関する理解促進のため、多くの教職員に対して様々な機会を通じ積極的な啓発活動に努めます。	政策局 総務課 （北九州市立大学）
7-(3)-5	入試や単位認定等の試験における適切な配慮の推進				
	障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入学試験や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害や疾病などで、受験上の配慮を希望する入学志願者に対し、事前相談や審査の結果、必要と判断した措置を講じました。 ・入学試験における配慮 延べ28人 ○修学支援を希望する障害のある学生が定期試験等について配慮を求めた場合は、評価に関するダブルスタンダードは設けないものの、本人の態様にあわせ、別室での受験や試験時間の延長など合理的な配慮を可能な範囲で行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、公式ウェブサイト等で受験上の配慮を希望する志願者への周知に努めます。 ○定期試験において配慮が必要な学生は少人数ということもあり大きな問題は起こっていませんが、今後、対象学生の人数が増えた場合の対応については再検討する必要があります。 ○配慮が必要な学生の中には、途中で授業に出席できなくなる学生がおり、成績評価に際して「欠席した授業分の課題」の提出を求めることがあります。定期試験とその課題により学生の負担が増えることと、教育の質の担保をどうするかについては課題となっています。 ○学修上の公平性を担保しつつ、学生、教員、大学それぞれに過重な負担が発生しないよう、関係者で連携を図り、スムーズに定期試験に望めるよう調整を行います。	政策局 総務課 （北九州市立大学）
7-(3)-6	障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進				
	障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する指針、学内規程を、引き続き市立大学ホームページで公表します。 市立大学の入試における合理的配慮を含めた配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○入試における受験上の配慮について公式ウェブサイトにて公開を行っています。 ○また、障害のある学生に対する修学支援に関する考え方や手続等を大学ホームページ上に掲載し、受験生が大学を選ぶ際の参考となるように努めています。	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、公式ウェブサイト等で受験上の配慮を希望する志願者への周知に努めます。 ○入試における配慮内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受け入れ実績等、情報公開を促進します。	政策局 総務課 （北九州市立大学）

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援					
個別の教育的ニーズ等に応じて、自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学習活動の充実を図ります。					
7-(4)-1	幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築				
	障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等との連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○本市における障害のある人や子どもの療育及び医療の中核施設である総合療育センターを指定管理により運営し、再整備後（平成30年11月1日リニューアルオープン）の効率的な運営体制確立及び機能強化に取り組みました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある子どもの成長及び自立のさらなる促進を図っていきます。	障害者 支援課
7-(4)-2	関係機関間での情報の共有と活用				
	特別な支援を必要とする子どもが、小学校や特別支援学校に入学する際に幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるようにするなど、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるように保護者の参画のもと「個別的教育支援計画」を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。 また、「個別的教育支援計画」の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○小・中学校に対して個別的教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の進学先や就労先に適切に引継がれるよう周知を図りました。 ・特別支援教育コーディネーター連絡会議 3回	現状の課題・ 今後の見通し	○個別的教育支援計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図り、計画の策定・活用により、切れ目のない一貫した支援を推進します。	教育委員 会 特別支援 教育課
○保育所・幼稚園から小学校や特別支援学校に入学する際、教育支援計画等を効果的に活用し、必要な情報が引き継がれるよう連絡体制や情報共有機能を強化しました。 ・保幼小連携体制の確保 全園		現状の課題・ 今後の見通し	○要録の送付やケース会議の実施など、保幼小の連携は進んでいますが、今後も、個別的教育支援計画の活用のため体制整備と周知に努めます。	子ども家 庭局 こども施 設企画課	
7-(4)-3	ステージ移行時の情報の共有化				
	障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有や支援者間の連携のあり方を関係者で協議し、具体的な取組を進めていきます。				
	令和7年度 実施状況	○北九州地域医療的ケア児支援協議会上記会議を開催し、行政・医療・福祉間で医療的ケアが必要な子どもに関する課題の抽出や、市内の医療的ケアが必要な子どもの把握に努めました。 ○医療的ケア児コーディネーター事業 市立総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを1名配置し、必要に応じ保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整し、サービスの紹介や関係機関へのつなぎ等を行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	○北九州地域医療的ケア児支援協議会 今後も、医療関係者・事業所・訪問看護ステーションなどの様々な職種が連携して医療的ケアが必要な子どもの支援等について検討・協議を進めていきます。 ○医療的ケア児コーディネーター事業 引き続き、医療的ケア児やその家族を支援するため、相談業務等を実施します。	障害者 支援課
7-(4)-4	先進的な事例の収集と情報提供				
	障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。				
	令和7年度 実施状況	○特別支援学校授業改善支援訪問（15回）や特別支援教育コーディネーター連絡会議などを通して障害のある子どもの指導や支援に関する助言・指導や先進的な取組の情報共有を図りました。 ・特別支援教育コーディネーター連絡会議 3回実施 ・センター的機能研修会 6回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○特別支援学校のセンター的機能研修会、特別支援教育コーディネーター連絡会議や特別支援教育ミドルリーダー養成研修などを通じて専門性の向上や実践事例の共有を図っていきます。	教育委員 会 特別支援 教育課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
7-(4)-5	発達障害のある人やその家族に対する支援の推進				
	発達障害のある人やそのご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」を拠点として、情報発信や訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、支援を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○強度行動障害がある人が利用している福祉サービス事業所へ、発達障害者支援センターつばさを中心とした専門家チームによるアウトリーチ支援（コンサルテーション）を行いました。 ・1事業所に対する訪問回数：5回 ○発達障害児者の支援を行っている支援機関を取りまとめた「発達障害児者のための支援機関ガイド」を作成しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○アウトリーチについては結果を踏まえ効果的な支援体制等について検討します。 ○「支援機関ガイド」については、関係機関や市民へ周知を図ります。	精神保健・地域 移行 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野8. 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進				
分野目標	障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。 また、一般就労が困難な人に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。 さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人に対する経済的支援を推進します。			
番号	基 本 的 な 施 策			所管課
(1) 総合的な就労支援				
就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、関係機関との連携体制の充実を推進します。				
8-(1)-1	関連機関の連携による就労の推進			
	北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワークや福岡障害者職業センター等、国が設置する機関、障害福祉サービス事業所及び特別支援学校等の教育機関が緊密に連携しながら、障害のある人それぞれの適性や職業能力に応じた就労支援に取り組みます。 また、福祉・教育等から雇用への移行を一層推進するとともに、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。			
令和7年度 実施状況	○障害者就労支援事業 北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、就職を希望する障害のある人や障害のある人を雇用する企業に対し、就職から職場定着に至るまでの各段階で、障害特性に応じた支援を実施しました。 ・北九州市障害者しごとサポートセンターにおける相談・支援 10,981件 ・北九州市障害者しごとサポートセンターにおける職場定着の支援 1,752件	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も、北九州障害者しごとサポートセンターを拠点に就職を希望する障害のある人に対し、就職から職場定着まで支援します。	障害福祉 企画課
8-(1)-2	職業訓練の推進と事業主や市民への啓発			
	地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら、障害のある人向けの職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する企業や市民の理解を高めるための啓発に努めます。			
令和7年度 実施状況	○障害者就労支援事業 北九州障害者しごとサポート内に障害者就労プロモーターを配置し、職業能力開発の入口としての教育、福祉から就労への流れを形成するとともに、障害のある人の一人一人の態様に応じた就労支援を実施しました。 ・職業能力開発説明会 2回実施（延べ49名参加） ・企業見学会 2回実施（延べ33名参加） ○障害者雇用促進事業 障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会の開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みました。 ・北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会 1回実施 ・啓発冊子「障害者就労支援ガイド」の配布 随時 ・北九州市障害者雇用促進就職説明会 1回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も障害者就労プロモーターを配置し、教育、福祉から就労への流れを形成するとともに、障害のある人の一人一人の態様に応じた就労支援を実施します。また、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーなどの開催や啓発冊子の配布を継続し、障害者雇用の理解促進に取り組みます。	障害福祉 企画課
8-(1)-3	特別支援学校における就労支援			
	障害のある子どもが学校卒業後、障害の特性に応じた地域生活や就労等、自立した生活へ円滑に移行できるよう、特別支援学校中学部・高等部の子ども一人ひとりが得意なことを生かせる職場実習先や就労先の開拓に努めます。 また、就労までの間に金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的生活習慣を十分に身に付けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、進路の決定過程の早い段階において、福祉・就労等の関係機関が連携し協力できる体制を構築します。			
令和7年度 実施状況	○障害のある生徒の就労や卒業後の自立に向け、基本的生活習慣を十分に身に付けることができるよう、関係機関と連携して指導・支援の充実を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○就労支援アドバイザーと就労支援コーディネーターが企業や各種事業所、関係機関等と連携し、障害者雇用の促進や就労後の定着支援を図るためのネットワーク構築を継続して行っています。 ○企業の協力を得ながら、就労するために必要な専門的な知識や技能の習得のため、就労支援コーディネーターが学校に情報提供を行いながら、就労支援専門家の活用を進めています。	教育委員 会特別支 援教育課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
		○特別支援学校等の生徒を受け入れ、農作業や動物飼育の見学や、清掃作業などの職場体験を行いました。 R 7 年度：延べ4回、64人 ○障害のある人が農業現場への就労を円滑に行えるよう、障害者福祉施設・障害者雇用を行う企業の職員を対象とした栽培研修に取り組みました。 R 7 年度：2施設・1社、全33回	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、熱中症など体調管理に留意しながら体験学習の受け入れ・栽培研修を継続します。	産業経済局総合農事センター
(2) 障害者雇用の促進					
一般就労を希望する障害のある人が一人でも多く就労できるよう、企業の障害者雇用に対する理解を一層深めていく取組を進めます。					
8-(2)-1	一般企業への就労の促進				
	一般就労を希望する障害のある人に対し、企業等での就労に繋ぐ就労移行支援事業所等において、障害のある人の態様に応じた多様な職業訓練を実施するとともに、企業での実習や求職活動の支援等の推進を図り、一般企業への就労を促進します。 また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させます。				
	令和7年度実施状況	○就労移行サービス利用の状況 ・就労移行支援 (R6) 5, 880日(329人) → (R7) 5, 334日(301人) ○北九州障害者しごとサポート内に障害者就労プロモーターを配置し、特別支援学校生徒やその保護者並びに就労移行支援事業所等利用者などを対象に企業見学会や就業体験会を実施することで、職業訓練や就労に対する理解を深めました。 ・企業見学会 2回実施(延べ33名参加)	現状の課題・今後の見通し	○実績としては概ね一定の水準で推移しており、今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。	障害者支援課
8-(2)-2	障害のある人の雇用に対する理解促進				
	企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布等により、法定雇用率を達成していない民間企業はもちろんのこと、広く発達障害や難病など手帳を持っていない人も含めた障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組めます。				
8-(2)-3	令和7年度実施状況	○障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会の開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みました。 ・北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会 1回実施 ・啓発冊子「障害者就労支援ガイド」の配布 随時 ・北九州市障害者雇用促進就職説明会 1回実施	現状の課題・今後の見通し	○今後も障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーなどの開催や啓発冊子の配布を継続し、障害者雇用の理解促進に取り組めます。	障害福祉企画課
	令和7年度実施状況	○障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会の開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みました。 ・北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会 1回実施 ・啓発冊子「障害者就労支援ガイド」の配布 随時 ・北九州市障害者雇用促進就職説明会 1回実施 ○重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場などにおける支援を行いました。 ・重度障害者等就労支援特別事業 5人	現状の課題・今後の見通し	○今後も障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーなどの開催や啓発冊子の配布を継続し、障害者雇用の理解促進に取り組めます。 ○重度障害者等就労支援特別事業 重度障害のある人などの就労支援については、今後も引き続き一定のニーズがあると考えています。	障害福祉企画課 障害者支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
8-(2)-4	障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現				
	国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための配慮義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会の開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みました。 ・北九州地区就職説明会及び雇用サポート交流会 1回実施 ・啓発冊子「障害者就労支援ガイド」の配布 随時 ・北九州市障害者雇用促進就職説明会 1回実施	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーなどの開催や啓発冊子の配布を継続し、障害者雇用の理解促進に取り組みます。	障害福祉 企画課
8-(2)-5	特例子会社制度の周知				
	重度障害のある人の雇用を促進するため、特例子会社制度の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。				
	令和7年度 実施状況	○特例子会社制度の周知を図り、重度障害のある人の雇用を促進しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も特例子会社制度の周知を図り、重度障害のある人の雇用を促進していきます。	障害福祉 企画課
8-(2)-6	市役所の職場での就業機会の創出				
	市役所の職場での就業機会を創出し、障害のある人を雇用するとともに、職員一人ひとりの障害特性や個性に応じた活躍の推進に関する取組により、障害のある人の就労及び職業的自立を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人を対象とする北九州市会計年度任用職員採用選考を実施しました。 ・上記選考の合格者 13名	現状の課題・ 今後の見通し	○令和2年度より、毎年、計画的に採用を行っていますが、法定雇用率が令和8年7月までに段階的に3.0%に引き上げられます。 ○これを見据え、今後も継続的な採用に努めます。	総務市民 局人事課
		○障害のある人を対象とする北九州市職員採用選考を実施しました。 ・上記選考の合格者 6名	現状の課題・ 今後の見通し	○平成30年度まで身体障害者のみを対象者としていましたが、平成31年度からは精神・知的障害者も対象者となりました。 ○障害者を対象とする採用選考における受験資格について、障害特性を問わず幅広く受験機会を提供するため、「18歳から21歳」までとしていた初級区分の年齢要件の上限を、令和4年度の試験から上級区分に合わせて「18歳から45歳」としました。 ○今後も受験資格を含めた選考方法等について研究していきます。 ○法定雇用率が令和8年7月までに段階的に3.0%に引き上げられることを受け、今後も一定数の採用を確保していく必要があります。	行政委員 会事務局 任用課、 総務市民 局人事課
		○市役所内に設置している障害者ワークステーション北九州において、会計年度任用職員として雇用した障害のある人が専任指導員のもと、個々人の能力や障害特性に応じて、市役所各局から集約したデータ入力やラベル貼りなどの軽易な業務に従事し、その経験を踏まえ、企業への就職へつなげる取り組みを行いました。 ・障害者ワークステーション北九州会計年度任用職員 4人 ・受託業務件数 213件	現状の課題・ 今後の見通し	○在籍中の障害のある会計年度任用職員は業務や支援を通して、職業生活を継続するために必要なスキルの向上を図ることができています。今後も、会計年度任用職員を民間企業への就職につなげるための支援を継続していきます。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(3) 障害特性に応じた就労支援					
精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者や若年性認知症の人等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。					
8-(3)-1	障害の特性に応じた就労支援の充実				
	北九州障害者しごとサポートセンターと連携しながら、あらゆる障害の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実・強化を図ります。 また、採用後に障害を有することとなった人についても、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための策を講じます。				
	令和7年度 実施状況	○障害者就労支援事業 北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、就職を希望する障害のある人や障害のある人を雇用する企業に対し、就職から職場定着に至るまでの各段階で、障害特性に応じた支援を実施しました。 ・北九州市障害者しごとサポートセンターにおける相談・支援 10,981件 ・北九州市障害者しごとサポートセンターにおける職場定着の支援 1,752件	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も、北九州障害者しごとサポートセンターを拠点に就職を希望する障害のある人に対し、就職から職場定着まで支援していきます。	障害福祉 企画課
8-(3)-2	就労支援の充実と就労後の定着支援				
	障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人、難病患者や若年性認知症の人が、一般就労に伴う生活面を含めた様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が、相談支援事業所や企業、医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面や生活面を含めた一体的な支援を実施します。 また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所や家族との連絡調整等の支援を行いました。 ・就労定着支援（月平均利用人数） 181人	現状の課題・ 今後の見通し	○就労定着支援 今後も引き続き高いニーズがあると考えています。	障害者 支援課
		障害者就労支援事業 北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、就職を希望する障害のある人や障害のある人を雇用する企業に対し、就職から職場定着に至るまでの各段階で、障害特性に応じた支援を実施しました。 ・北九州市障害者しごとサポートセンターにおける相談・支援 10,981件 ・北九州市障害者しごとサポートセンターにおける職場定着の支援 1,752件	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も、北九州障害者しごとサポートセンターを拠点に就職を希望する障害のある人に対し、就職から職場定着まで支援します。	障害福祉 企画課
		○難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者への情報提供を行いました。 ・相談対応 1,279件 ・難病のある人の就労支援者向け研修会 1回	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も難病患者や医療福祉関係者への情報提供、患者同士の交流の場の提供を推進してまいります。	疾病対策 課
(4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援					
障害者就労施設等で提供する製品やサービスの販路開拓や販売促進等により、障害のある人の収入向上に努めます。					
8-(4)-1	福祉的就労の場の確保				
	一般企業への就労が困難な障害のある人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所の適正な運営の支援や設置を促進するとともに、就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。 また、企業に対して、障害のある人の就労に関する理解を広め、就労継続支援事業所等の利用を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いました。 ・就労継続支援（A型）月平均利用人数（R6）1,306人→（R7）1,317人 ・就労継続支援（B型）月平均利用人数（R6）3,566人→（R7）3,980人 ○障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費の助成を行いました。 ・地域活動支援センターの運営（市内9箇所）	現状の課題・ 今後の見通し	○就労継続支援事業 実績としては増加しており、今後も引き続き高いニーズがあると考えています。 ○地域活動支援センター 障害者に創作的活動などの機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに引き続き、助成等を行っていきます。	障害者 支援課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
8-(4)-2	小規模共同作業所の事業移行の促進				
	小規模共同作業所については、障害者総合支援法における事業（障害福祉サービス事業等）への移行を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○既存の作業所に対して、引き続き運営費の補助を行うとともに、障害福祉サービス事業所等への移行を促進しました。 ・小規模共同作業所 13箇所	現状の課題・ 今後の見通し	障害のある人が地域社会で自立した生活が出来るよう、個々の障害に配慮した社会参加の機会等の確保や、地域での生活を支える仕組みづくりを推進することが今後とも必要です。	障害福祉 企画課
8-(4)-3	工賃アップの取組				
	障害者就労施設等の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等、施設を利用する障害のある人の工賃アップに向け、市役所内に設置する北九州共同受注センターを拠点として、官民一体となった取組を推進するなど福祉的就労の底上げを図ります。 また、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。				
	令和7年度 実施状況	○北九州共同受注センターが主体となり、施設製品等の販路拡大や効果的なPR、売上の増加などに取り組み、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進を図りました。 ・共同受注センター紹介等実績 145事業所 8,071,580円	現状の課題・ 今後の見通し	○障害者就労施設の利用者の工賃向上に向けて、行政機関だけでなく、民間企業等からの受注確保を増やしていく必要があることから、「北九州共同受注センター」を活用した民間企業等への効果的なPR等を実施していきます。 ○市主催の「障害者就労施設製品等販売会」を開催することで、障害福祉サービス事業所の取り組み等の周知・啓発を図ります。	障害福祉 企画課
		(指定指導係) ○就労継続支援A型事業所への指導・支援 就労継続支援A型事業所のうち、生産活動収支が赤字となっていた8事業所に対して、経営改善計画に基づき内容の精査及び状況確認を行い、経営状況の把握とフォローアップを行いました。	現状の課題・ 今後の見通し	(指定指導係) ○引き続き就労継続支援A型事業所の経営状況の把握に務め、状況に応じてヒアリング等支援を行ってまいります。	障害者 支援課
8-(4)-4	市役所における障害者優先調達の推進				
	障害者優先調達推進法に基づく北九州市の物品等調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の推進に取り組みます。				
	令和7年度 実施状況	○障害者就労施設等からの物品購入や役務の提供について、本市における発注を促進することにより、施設における業務の確保や施設を利用する障害のある人の工賃アップ等を図ります。 令和7年度は、事業所に対して受注に必要な有資格者名簿への登録や共同受注センターへの登録を促すとともに、商談会の開催や庁内への情報発信等を通じて、幅広い分野での受注機会の拡大に努めました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害者就労施設へ受注できる業務について積極的に情報発信し、「共同受注センター」を活用して有効にマッチングを行うことで、障害者就労施設等の受注確保への支援を行います。	障害福祉 企画課
8-(4)-5	障害者自立支援ショップ等の支援				
	障害者就労施設で製作された商品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等で製作された商品の販売を通して、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進等に取り組む障害者自立支援ショップを支援します。				
	令和7年度 実施状況	○障害者就労施設等の製品等を専門に販売する自立支援ショップの安定した経営を支援するため、運営に対する助成等を行いました。 ・障害者の自立支援ショップ運営補助 9,600,000円	現状の課題・ 今後の見通し	○経営状況の向上等により、将来的な助成のあり方について検討が必要です。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
(5) 経済的支援の推進					
障害のある人に関する各種手当制度のほか、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努めます。					
8-(5)-1	年金や諸手当の適切な支給				
障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を適切に支給します。 また、年金や諸手当の受給資格を有する障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、パンフレットの作成や市のホームページなどで制度の周知に取り組みます。					
令和7年度 実施状況	○日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害のある子どもに対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため手当を支給しました。 ・障害児福祉手当 月平均人員793人 153,116,543円 ○障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった時に、障害のある人に対して毎月2万円（2口加入者は4万円）の年金を給付しました。 ・心身障害者扶養共済制度加入者 250人 ・年金受給者 492人（令和8年3月） ○市内に3ヶ月以上住所を有する重度障害のある人を常時介護している同居人、もしくは常時介護をする人がいない障害のある本人に対し、介護見舞金を支給しました。 ・重度心身障害者介護見舞金 月平均人員29人 3,681,950円 ○特別障害者手当及び障害基礎年金が創設された際に、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の重度障害のある人で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できなかった人に対し、経過措置として手当を支給しました。 ・経過的福祉手当 月平均人員19人 3,669,680円 ○日常生活において、常時特別な介護を要する20歳以上の在宅の重度障害のある人に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため手当を支給しました。 ・特別障害者手当 月平均人員1,182人 419,703,650円 ○国民年金法の改正により、国籍要件が撤廃された後も、制度的に障害基礎年金や老齢基礎年金が支給されない外国人の重度障害のある人や高齢者に対し、国の公的年金制度において解決が図られるまでの間の特別措置として、給付金を支給しました。 ・外国人重度障害者等給付金 5人 2,207,817円	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人の負担軽減の一助として年金を支給することにより、障害のある人の福祉の向上を図ります。	障害福祉 企画課	
	○「国民年金通信」（制度周知パンフレット）を区役所国保年金課窓口で配布し、障害基礎年金を始めた国民年金制度全般について周知を図りました。	現状の課題・ 今後の見通し	○市内年金事務所と連携して、障害年金の制度や障害基礎年金の手続きについて周知を図りたい。	保険年金 課	

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
8-(5)-2	利用料や運賃等に対する割引・減免等				
	障害者手帳の所持者など、障害のある人が、市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。				
	令和7年度 実施状況	○身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを所持する北九州市民に対して、北九州市営バスの運賃が無料となる福祉優待乗車証を発行しました。 ・令和7年度発行数 3,975枚 ・令和6年度発行数 3,966枚	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある人等の外出の機会を確保するため、関係部局も含め様々な角度から検討を行います。	交通局 総務経営課
		○公の施設の使用料について、「受益者負担の原則」の例外的な運用として、障害者手帳の提示による減免について、従前どおりの取扱いを継続しました。	現状の課題・ 今後の見通し		各局 各施設等 管理者
8-(5)-3	精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の働きかけ				
	精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。				
	令和7年度 実施状況	○精神障害のある人に対する公共交通機関の運賃割引が、他の障害種別と同様に実施されるよう、国及び交通事業者等へ要望等の働きかけを行いました。 ○JRに対しては、令和7年4月からJRの精神障害者割引制度導入となりましたが、割引条件の緩和について要望書を提出しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○令和7年4月から、JRが精神障害者割引制度を導入しましたが、引き続き、本人や家族、関係者等の意見を聴取し、必要に応じて国及び交通事業者への働きかけを行います。	精神保健・地域 移行 推進課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野9．文化芸術活動・スポーツ等の振興

分野目標	全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理會と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。 また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。 さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。			
番号	基 本 的 な 施 策			所管課
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備				
『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動をさらに振興できる環境の整備を進めます。				
9-(1)-1	文化芸術活動を行う環境づくり			
	障害のある人が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。 特に、障害のある人の文化芸術活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。			
令和7年度 実施状況	○障害のある人の文化・芸術活動を推進するため、障害者福祉会館等における文化・芸術に関する講座の開催や、共催・後援を行う文化・芸術活動に関する情報提供などの支援を行いました。 ○障害のある人の芸術作品を随時展示する場所の提供に努めました。 ・市役所かがきアートギャラリー作品展示	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、より多くの方が障害のある人の文化・芸術活動に関心を持ってもらえるよう、裾野を広げる取り組みを行います。	障害福祉 企画課
9-(1)-2	北九州市障害者芸術祭の開催			
	全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の文化芸術活動の普及を図ります。			
令和7年度 実施状況	○障害のある人の文化・芸術活動の普及を図るため、活動の成果を発表する機会である「北九州市障害者芸術祭」を継続して開催しました。 ・北九州市障害者芸術祭 令和7年11月30日(ステージイベント) 令和7年12月2日～12月7日(作品展)	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、より多くの方が障害のある人の文化・芸術活動に関心を持ってもらえるよう、障害者芸術祭を継続して開催します。	障害福祉 企画課
9-(1)-3	文化芸術活動等に関する取組の支援			
	障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、文化芸術活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。 また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援します。			
令和7年度 実施状況	○障害のある人の自立援助や生きがいづくりを目的に、東西両障害者福祉会館において、各種講座を実施しました。 ・社会参加講座開催 東部障害者福祉会館実施分：17回開催・147人参加 西部障害者福祉会館実施分：36回開催・433人参加 合計：53回開催・580人参加	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、より多くの方に参加していただけるよう、内容の充実や機会の提供に努めて参ります。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
9-(1)-4	障害のある子どもが文化芸術に触れ親しむ取組				
	障害のある子どもに、広く文化芸術に触れ親しむことができるよう、一流の文化芸術活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。 また、このような取組に対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信を充実させていきます。				
	令和7年度 実施状況	○市内の特別支援学校等で出張コンサートを開催し、障害児等を対象に、生の音楽を鑑賞し、音楽と触れ合う機会を提供しました。 ・ふれあいコンサート 8箇所（回） ○伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進しました。 ・全小・中・高等学校及び特別支援学校及び幼稚園 ○各学校が音楽鑑賞教室やクリスマス会、演劇鑑賞など、芸術文化に触れ親しむことができるよう、特色ある取組を実施しました。体験を通して、児童生徒の視野を広げ、豊かな心や社会性の向上に努めました。 ○取組に対する理解を一層推進するため、児童生徒の感想や体験の様子を学校や家庭等に情報発信しました。	現状の課題・今後の見通し 現状の課題・今後の見通し	○障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図るために、引き続き本事業を実施していく。 ○今後も、伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進していきます。 ○今後も豊かな体験を通して、芸術を身近に感じるとともに、児童生徒の感性を豊かにすることができるよう推進していきます。 ○特別支援学校や特別支援学級の活動について積極的に広報を行っています。	都市ブランド創造局 文化企画課 教育委員会 学校教育課、特別支援教育課
9-(1)-5	社会参加活動を行うための環境の整備				
	レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会等を開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。				
	令和6年度 実施状況	○障害のある人の文化・芸術活動を推進するため、障害者福祉会館等における文化・芸術に関する講座の開催や、共催・後援を行う文化・芸術活動に関する情報提供などの支援を行いました。 ○障害のある人の芸術作品を随時展示する場所の提供に努めました。 ・市役所かがきアートギャラリー作品展示	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、より多くの方が障害のある人の文化・芸術活動に関心を持ってもらえるよう、裾野を広げる取り組みを行います。	障害福祉企画課
9-(1)-6	自然史・歴史博物館や美術館等の展示等に触れ親しむ取組				
	市立自然史・歴史博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供等、障害のある人のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、情報アクセシビリティの更なる向上を図ります。				
	令和7年度 実施状況	・館内の階段の段差部分に公共施設でも使用されているデザインの「段差識別シール」を設置した。 ・市内文化施設の学芸員交流の中で施設のバリアフリーやユニバーサルデザインを取り込んだサービスの情報提供を行なった。 ・展示解説アプリ（名称：ポケット学芸員。学芸員が展示物に付した解説等を来館者のスマートフォンで楽しむことができる）による解説（文字・音声）を提供 ・インフォメーションにて筆談による対応を実施	現状の課題・今後の見通し	・職員やボランティアなどを対象とした研修会を実施し、適切な対応やサービスを提供できるよう、引き続き取り組みたい。 ・設備や提供サービスの不足を改善できるよう当事者目線での確認を実施したい。 今後きめ細やかなサービスの実現に取り組んでいきたい。	都市ブランド創造局 文化企画課、美術館、自然史・歴史博物館
(2) スポーツに親しめる社会環境の整備					
障害のある人の健康を増進し、体力の向上と社会参加意欲を高めるために、スポーツに親しめる社会環境の整備を推進します。					
9-(2)-1	障害者スポーツへの様々なニーズに対応できる取組				
	障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取組を推進します。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人のスポーツ活動を支援するため、以下の事業を実施しました。 ①普及啓発事業として、市主催大会（9大会）の開催や初級パラスポーツ指導員養成講習会を開催しました。 ②スポーツ活動支援事業として、市内障害者団体が参加するスポーツ大会（6大会）への経費助成を行ったほか、障害者スポーツに関する情報収集・情報提供を行いました。 ③全国障害者スポーツ大会をはじめとする全国大会（15大会）へ北九州市選手団の派遣を行いました。	現状の課題・今後の見通し	○引き続き、スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復等を図るとともに、社会参加の促進に取り組みます。	障害福祉企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
9-(2)-2	スポーツに親しめる環境づくり				
	障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・エリアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。 また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行います。				
	令和7年度 実施状況	○障害のある人の健康を増進し、体力の向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々なニーズに対応した取組を実施しました。 ・北九州市障害者スポーツセンターの運営 令和7年度利用者 155,925人	現状の課題・ 今後の見通し	○引き続き、事業の継続実施のため、計画的に施設設備のメンテナンスを行っていきます。	障害福祉 企画課
9-(2)-3	障害者スポーツ大会等の開催				
	障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。				
	令和7年度 実施状況	○北九州市障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣を行いました。また、各種スポーツ大会の開催や選手派遣への補助、巡回スポーツ教室などを行いました。 ・北九州市障害者スポーツ大会 令和7年度参加者329人 ・全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣 (滋賀県：10月23日～28日) ・巡回スポーツ教室の開催箇所数 25箇所	現状の課題・ 今後の見通し	○スポーツ大会の開催については、関係団体と連携を図り、広くPRする必要があります。スポーツを通じた社会参加を促進するため、更なる参加者数の拡大に努めます。 ○スポーツ教室の開催については、より参加者のニーズに合ったものとする必要があります。スポーツを通じた社会参加を促進するため、実施箇所数の拡大に努めます。	障害福祉 企画課
9-(2)-4	「ふうせんバレーボール」の普及				
	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○令和7年度の「小学生ふうせんバレーボール大会」は22チーム(11団体)、児童数167人の参加がありました。	現状の課題・ 今後の見通し	○障害のある児童の参加も増え、障害の有無にかかわらず競技を行うことが出来ています。引き続き、「ふうせんバレーボール」の普及に努めます。	障害福祉 企画課
9-(2)-5	北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会の開催				
	北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取組について広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。				
	令和7年度 実施状況	○オーストラリア、オランダ及び日本の若手チームによる「北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会」及び、国内のブロック選抜チームによる「全日本ブロック選抜車いすバスケットボール選手権大会」、市内の小学生による「北九州市小学生車いすバスケットボール大会」を開催しました。 ・北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会(令和7年11月6日～9日開催) 大会入場者数 8,225人	現状の課題・ 今後の見通し	○広報活動等に力を入れ、より効果的な普及促進を検討します。また効率的な大会運営を実施します。	障害福祉 企画課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基 本 的 な 施 策				所管課
9-(2)-6	東京2020オリンピック・パラリンピック等のレガシー継承				
	東京2020オリンピック・パラリンピックや、本市で開催した大規模国際スポーツ大会のレガシーを継承し、トップアスリートとの交流やイベントを通じたスポーツの振興を図ります。				
	令和7年度 実施状況	○2021世界新体操選手権のレガシーとして、新体操フェスティバルを開催。新体操の動きを取り入れた健康体操教室や、元日本代表選手を講師にしたレッスンなどを実施しました。（来場者約600名） ○インクルーシブスポーツの推進として、パラスポーツにスポットを当てたスポーツ体験会や市スポーツ大使の内村航平氏を講師に迎え、誰でも参加可能な体操教室を実施しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○今後も東京2020オリンピック・パラリンピックや大規模国際スポーツ大会のレガシーを継承し、トップアスリートとの交流やイベントを通じて、障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しめる機会を創出し、スポーツの振興を図っていきます。	都市ブランド創造局 スポーツ振興課
(3) 多様な生涯学習の充実					
地域との繋がりがづくりや社会への参加を促進するため、各ライフステージにおける学びを支援し、障害のある人の自己実現を目指す多様な生涯学習活動の充実を図ります。					
9-(3)-1	多様な学習活動を行う機会の提供と充実				
	障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。				
	令和7年度 実施状況	○地域全体で心のバリアをなくし、相互理解を深めていくため、障害のある人や外国人住民と地域住民が共生した地域づくりを目指す市民講座を開催しました。（7館） ○家庭教育講座では、障害者への理解を深める学習会や講演会を行いました。 ○市民センター館長研修等では、障害のある人となない人の共生社会の創出への学びを深める講義を行いました。（開催回数：1回）	現状の課題・ 今後の見通し	【課題】 地域において、障害のある人、外国人等を問わず、誰もが学びながら交流する学習機会を提供する工夫が必要です。 【今後の見直し】 引き続き、障害者をはじめ、多様性に応じた学習機会を提供するよう、市民センター館長研修等において周知していきます。	総務市民局 生涯学習課
9-(3)-2	障害のある子どもの文化芸術、スポーツに接する機会の確保				
	地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに文化芸術、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。 また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。				
	令和7年度 実施状況	○特別支援学級間の交流や、校内における通常の学級の児童生徒との交流を通して、障害のある子どもたちが文化芸術、スポーツに取り組む機会の確保に努めました。特に、本市発祥ふうせんバレーボールについては、歴史やルールを研修会で紹介するとともに、ふうせんバレーボール用の風船と鈴を関係小学校に配付して、スポーツに接する機会の確保に努めました。 ○取組に対する理解を一層推進するため、学校や家庭等への情報発信を充実しました。	現状の課題・ 今後の見通し	○作品展や特別支援学級間交流など、障害のある子どもが、文化芸術、スポーツに取り組む機会の確保と障害のある子どもへの理解の促進を図っていきます。 ○市民に向けた理解・啓発を一層充実させるために、インターネットや広報誌等を活用し、取組の意義や活動の様子を具体的に発信していくように努めていきます。	教育委員会特別支援教育課
9-(3)-3	市立図書館における読書環境の整備				
	市立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第49号）を踏まえ、アクセシブルな書籍等の充実並びに利用しやすい施設・設備及びサービスの充実に取り組み、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。				
	令和7年度 実施状況	○市立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第49号）を踏まえ、アクセシブルな書籍等の充実並びに利用しやすい施設・設備及びサービスの充実に取り組み、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めました。 ・郵送貸出制度登録者数 93人 ・録音図書等貸出登録者数 16人 ・大活字本所蔵数 7,745冊 ・オーディオブック所蔵数 2,083冊 ・特別支援学校の図書館見学受入 18回 364人 ・特別支援学校の職場体験学習受入 8回 32人	現状の課題・ 今後の見通し	○支援が必要な方へ、サービスの情報が確実に届くような広報を行うことが課題です。 ○引き続き施設のバリアフリー化や障害のある人への図書館サービスの向上を図るとともに、ホームページ等を活用したわかりやすい広報に努めて参ります。	教育委員会 中央図書館運営企画課、奉仕課、子ども図書館